岡山市環境影響評価技術指針

I 総論

第1	趣旨	1
第2	環境影響評価等の手順	2
第3	基本事項	
1	対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項	3
2	影響要因及び環境要素・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	事業計画の策定	3
第4	配慮書	
1	配慮書の作成	4
2	環境影響を受ける範囲であると想定される区域	4
3	複数案の設定	4
4	計画段階配慮に係る事業特性及び地域特性の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5	計画段階配慮事項の選定	5
6	計画段階配慮に係る調査,予測及び評価の手法についての基本的事項	5
7	計画段階配慮に係る手法選定に当たっての留意事項	6
8	計画段階配慮に係る調査の手法	
9	計画段階配慮に係る予測の手法	6
10	計画段階配慮に係る評価の手法	7
第5	方法書	
1	方法書の作成	8
2	環境影響を受ける範囲と認められる地域	8
3	環境影響評価項目等に係る事業特性及び地域特性の把握	
4	環境影響評価の項目の選定	9
5	環境影響評価の調査,予測及び評価の手法についての基本的事項	
6	参考手法	
7	環境影響評価の手法選定に当たっての留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
8	環境影響評価の調査の手法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
9	環境影響評価の予測の手法	
10	環境影響評価の評価の手法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第6	環境保全措置	
1	環境保全措置の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
2	検討結果の検証 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
3	検討結果の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14

4	事後調査	4
第7	準備書	
1	準備書の作成	6
第8	評価書	
1	評価書の作成	8
第9	報告書	
1	報告書の作成	9
	第 1 ····································	
別表第	第 2 ····································	3
別表第	第 3 ····································	4

【参考】 技術指針における略語の一覧

【参考	5】 技1	が指針に おり	ける略語の一覧	
区分	<u>}</u>	ページ	略語	内容
			技術指針	岡山市環境影響評価技術指針
			環境影響評価等	対象事業に係る計画段階配慮,環境影響評価その他の手続
	趣旨	1	事業特性	環境影響評価等を行うに当たって把握しておかなければならない対象事業の内容
			地域特性	事業実施想定区域又は対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状 況
	#		技術指針で定める事項	対象事業が実施されるべき区域の位置,規模,対象事業に係る建造物等の 構造,配置等に関する事項
	基本事項	3	影響要因	対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因
	事項		環境要素	影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素
			事業計画	対象事業の計画
			許認可等	対象事業の実施に当たり必要な許可、認可、免許その他これらに類する行 為
		4	根拠法令等	根拠となる法令、条例等
			専門家等	専門家その他の環境影響に関する知見を有する者
			寺门豕寺	2.1.
			法令等	法令,条例・規則又は環境影響評価法(平成9年法律第81号)第53条の 行政指導等
	配配	5	選定事項	影響要因が環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に 検討した上で選定した対象事業に係る計画段階配慮事項
	配慮書		景観資源	景観の構成要素(山,川,樹林,動物等の自然物をいう自然要素,橋梁, 道路,電柱,庭園,自動車等の人工物をいう人文要素及び自然要素と人文 要素が一体となった自然人文要素)
総論		6	廃棄物等	対象事業の実施により発生すると予想される一般廃棄物,産業廃棄物又は 建設発生土等
		7	国等の施策による 目標	国,県又は市が実施する環境の保全に関する施策によって示されている目 標
		'	環境保全措置	環境の保全のための措置
			ポジティブインパ	対象事業の実施により地域環境改善や新たな環境の創出など地域の環境
		8	クト	に貢献する事項
			工事の実施	対象事業の一部として行う事業実施想定区域又は対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄を含む対象事業に係る工事の実施
		9	存在・供用	対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地 又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活 動であって、対象事業の目的に含まれるもの
			選定項目	影響要因が環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に 検討した上で選定した対象事業に係る環境影響評価の項目
	方法書	10	参考手法	選定項目ごとに「II 各論(環境要素別の参考となる手法)」に示す調査 又は予測の手法
			調査地域	調査の対象とする地域
		11	調査地点	調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点
			調査期間等	調査に係る期間、時期又は時間帯
			予測地域	予測の対象とする地域
			1 10/17/17/94	予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握する
		12	予測地点	こととする場合における当該地点
			予測対象時期等	予測の対象とする時期、期間又は時間帯

その	14	代償措置	損なわれる環境の有する価値を代償するための措置		
他	23	湖沼等	湖沼,池,湿地等		
	27	大気汚染物質	大気の汚染に関して法令等により基準等が設定されている物質		
	21	自動車交通量等	自動車交通量,車種構成,道路構造等		
	35 水質汚濁物質等		水質の汚濁に関して法令等により基準等が設定されている項目		
各論	37	7 底質汚染物質等	底質の汚染に課して法令等により基準等が設定されている項目及び底質		
行開		31	31	<u> </u>	調査方法(平成24年環境省)等の図書に記載のある項目
	44	土壤汚染物質	土壌汚染に関して法令等により基準等が設定されている物質		
	55	主要な眺望点	不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所		
	ออ	主要な眺望景観	主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観		

第1 趣旨

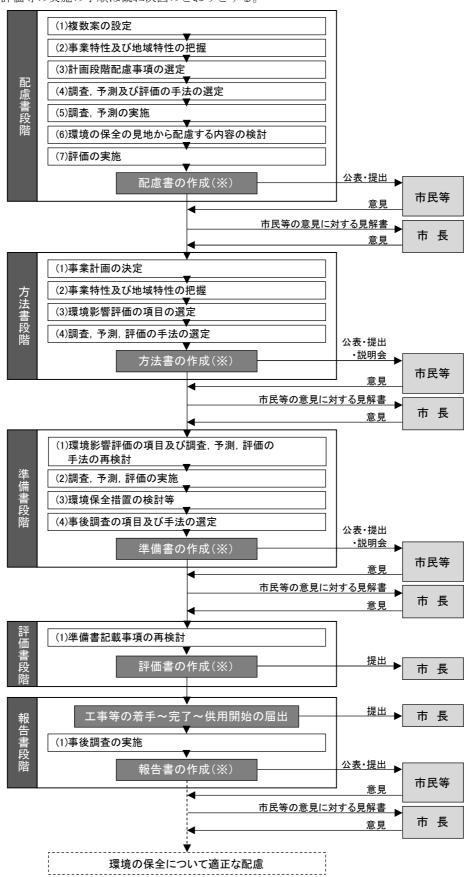
この岡山市環境影響評価技術指針(以下「技術指針」という。)は、岡山市環境影響評価条例(平成30年市条例第40号)第4条第1項の規定により、対象事業に係る計画段階配慮、環境影響評価その他の手続(以下「環境影響評価等」という)が適切に行われるために必要な技術的事項に関する指針を定めたものである。

この技術指針は、すべての対象事業に共通するものとして定めたものであり、事業者は、環境影響評価等を 行うに当たって把握しておかなければならない対象事業の内容(以下「事業特性」という。)並びに事業実施 想定区域又は対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況(以下「地域特性」という。)を勘案して環 境影響評価等を行うものとする。

この技術指針は、事例の集積、科学的知見の進展等に応じ、必要な改定を行うものとする。

第2 環境影響評価等の手順

環境影響評価等の実施の手順は概ね次図のとおりとする。



第3 基本事項

1 対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項

対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項(以下「技術指針で定める事項」という。)は、対象事業が実施されるべき区域の位置、規模、対象事業に係る工作物の構造、配置等に関する事項とし、対象事業の種類ごとに別表第1の内容欄に掲げる事項を参考にするものとする。

2 影響要因及び環境要素

影響要因とは、対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因のことをいい、環境要素とは、影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素のことをいう。

3 事業計画の策定

対象事業の計画(以下「事業計画」という。)の策定に当たっては、岡山市環境保全条例(平成12年市条例第46号)及び岡山市環境基本計画の内容を踏まえ、対象事業の実施に際しての環境影響評価の重要性を深く認識して、対象事業の実施による環境への影響をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるように努めるものとする。

第4 配慮書

1 配慮書の作成

- (1) 配慮書の構成は、原則として次のとおりとする。
 - ア 対象事業の内容
 - (7) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称,代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (イ) 対象事業の名称, 種類及び規模
 - (ウ) 事業実施想定区域の位置
 - (エ) 対象事業の目的及び内容(当該対象事業の計画案の策定の経緯を含む。)
 - イ 対象事業の実施に当たり必要な許可,認可,免許その他これらに類する行為(以下「許認可等」という。)の種類及び根拠法令等(根拠となる法令,条例等をいう。以下同じ。)
 - ウ 事業実施想定区域及びその周囲の概況
 - エ 計画段階配慮の内容
 - (ア) 計画段階配慮事項ごとの調査, 予測及び評価の手法
 - (4) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- (2) (1)のウの記載に当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果(当該資料の出典を含む。)を地域特性の区分に応じて記載する。
- (3) (1)の工の記載に当たっては、当該計画段階配慮事項並びに計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにする。この場合において、選定に当たって専門家その他の環境影響に関する知見を有する者(以下「専門家等」という。)の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努める。
- (4) 2以上の対象事業について併せて配慮書を作成した場合にあっては、配慮書においてその旨を明らかにする。

2 環境影響を受ける範囲であると想定される区域

対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される区域は、事業実施想定区域及び既に入手している情報によって1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される区域とする。

3 複数案の設定

計画段階配慮に当たっては、原則として、次に掲げる事項に関する適切な複数案を設定することとし、その背景や考え方を明らかにする。(1)、(2)のいずれかの検討をする場合は、(1)を優先することとし、(1)を優先できない場合にはその理由を明らかにする。(1)、(2)のいずれも複数案を設定できない場合には、複数案を設定できない理由を明らかにすること。

- (1) 対象事業の位置又は規模に関する事項
- (2) 構造物等の配置又は構造等に関する事項

なお、複数案の設定に当たっては、当該対象事業を実施せずに目的を達成することが現実的である場合は、 当該対象事業を実施しない案(ゼロ・オプション)を複数案の一つに含める。

4 計画段階配慮に係る事業特性及び地域特性の把握

(1) 事業特性の把握

対象事業に係る計画段階配慮に当たっては、当該検討を行うために必要があると認める範囲内で、事業特性に関し、次に掲げる情報を把握する。なお、具体的な事業特性の内容は、対象事業の種類ごとに別表第1を参考に整理する。

- ア 対象事業の種類
- イ 事業実施想定区域の位置
- ウ 対象事業の規模
- エ 対象事業の工事計画の概要
- (2) 地域特性の把握

入手可能な最新かつ最適な文献その他の資料により、対象事業に係る計画段階配慮を行うために必要があると認める範囲内で、地域特性について別表第2を参考に整理し、把握する。この場合において、当該資料の出典を明らかにできるよう整理する。

5 計画段階配慮事項の選定

- (1) 対象事業に係る計画段階配慮事項の選定に当たっては、影響要因が環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討した上で選定する。
- (2) (1)の選定は、事業特性及び地域特性を勘案し、影響要因を土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討する。
- (3) (2) の検討は、環境要素を法令、条例・規則又は環境影響評価法(平成9年法律第81号)第53条の行政 指導等(以下「法令等」という。)による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大 性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行う。
- (4) 影響要因及び環境要素については、別表第3を参考に整理する。
- (5) (1)の選定に当たっては、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、専門家等の助言を受けて選定する。
- (6) (1)の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、(1)により選定した事項(以下「選定事項」という。)について選定した理由を明らかにできるよう整理する。

6 計画段階配慮に係る調査、予測及び評価の手法についての基本的事項

計画段階配慮に係る調査,予測及び評価の手法は,次に掲げる事項を踏まえ,複数案及び選定事項ごとに,7から10までに定めるところにより選定する。

- (1) <u>| 別表第3</u> 「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」に掲げる環境要素に係る選定事項については、 汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化(当該環境要素に 係る物質の量的な変化を含む。)の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に 及ぼす環境影響を把握できること。
- (2) 別表第3 「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」に掲げる環境要素に係る選定事項のうち動物及び植物については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される次に掲げる状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
 - ア 学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況, 生息状況又は生育状況
 - イ 学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況及び動物の集団繁殖地(集団渡来地を含む。以下同じ。)その他の注目すべき生息地の分布状況
- (3) <u>別表第3</u>「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」に掲げる環境要素に係る選定事項のうち生態系については、次に掲げるような、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に対する影響の程度を把握できること。
 - ア 自然林,湿原,藻場,汽水域,干潟,さんご群集及び自然海岸等であって人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である脆弱な自然環境
 - イ 里地及び里山(二次林,人工林,農地,ため池,草原等を含む。)並びに氾濫原に所在する湿地帯及 び河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの
 - ウ 水源涵養林,防風林,水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境
 - エ 都市において現に存する樹林地その他の緑地(斜面林, 社寺林, 屋敷林等を含む。)及び水辺地等であって地域を特徴付ける重要な自然環境
- (4) <u>別表第3</u>「人と自然との豊かな触れ合いの確保」に掲げる環境要素に係る選定事項のうち景観については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源(景観の構成要素をいい、山、川、湖沼、樹林、動物等の自然物をいう自然要素、橋梁、道路、棚田、果樹園、庭園、自動車等の人工物をいう人文要素及び自然要素と人文要素が一体となった自然人文要素をいう。以下同じ。)の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- (5) <u>別表第3</u>「人と自然との豊かな触れ合いの確保」に掲げる環境要素に係る選定事項のうち触れ合い活動の場については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ

合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場及びその利用の状況 を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

- (6) 別表第3 「人と自然との豊かな触れ合いの確保」に掲げる環境要素に係る選定事項のうち文化財については、有形の文化的所産及び歴史資料で価値の高いもの、史跡、名勝地等で価値の高いもの、歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの、天然記念物並びに埋蔵文化財を包蔵する土地及びその周辺の環境の状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- (7) 別表第3 「環境への負荷の低減」に掲げる環境要素に係る選定事項については、廃棄物等(対象事業の 実施により発生すると予想される一般廃棄物、産業廃棄物又は建設発生土等をいう。以下同じ。)及び温 室効果ガスの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。

7 計画段階配慮に係る手法選定に当たっての留意事項

- (1) 計画段階配慮に係る調査,予測及び評価の手法(以下この項において「手法」という。)を選定するに当たっては,事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ,必要に応じ専門家等の助言を受けて選定する。
- (2) 対象事業に係る計画段階配慮に係る調査,予測及び評価の結果,複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には,必要に応じ計画段階配慮事項及びその手法の選定を追加的に行う。
- (3) 手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理する。

8 計画段階配慮に係る調査の手法

(1) 計画段階配慮に係る調査の手法を選定するに当たっては、選定事項について適切に予測及び評価を行う ために必要な範囲内で、次に掲げる調査の手法に関する事項について、当該選定事項の特性、事業特性及 び地域特性を勘案し、当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定 する。

ア 調査すべき情報

選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は気象,水象その他の自然的状況若しくは人口,産業, 土地利用,水域利用その他の社会的状況に関する情報

イ 調査の基本的な手法

国、県又は市が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法。ただし、 重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の手法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

ウ 調査の対象とする地域

対象事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される 区域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

- (2) (1)のイの調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定する。
- (3) (1) の現地調査及び踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意する。
- (4) (1) の調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行う。

9 計画段階配慮に係る予測の手法

(1) 計画段階配慮に係る予測の手法を選定するに当たっては、次に掲げる予測の手法に関する事項について、 知見の蓄積及び文献その他の資料の充実の程度に応じ、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘 案し、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、複数案及び選定事項ごとに 選定する。

ア 予測の基本的な手法

環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、事例の引用又は解析その他の手法により、できる限り定量的に把握する手法

イ 予測の対象とする地域

調査の対象とする地域のうちから適切に選定された地域

- (2) (1)のアの予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定する。
- (3) (1)の予測の手法の選定は、次に掲げるところにより行う。
 - ア 予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲,予測の対象とする地域の設定の根拠,予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について,選定事項の特性,事業特性及び地域特性に照らし,それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにする。
 - イ 対象事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにする。

10 計画段階配慮に係る評価の手法

計画段階配慮に係る評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮に係る調査及び予測の結果を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意して選定する。

- (1) 複数案が設定されている場合は、当該設定されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較する手法であること。
- (2) 複数案が設定されていない場合は、対象事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある 影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する 手法であること。
- (3) 選定事項に係る環境要素に関して、国、県又は市が実施する環境の保全に関する施策によって、示されている目標(以下「国等の施策による目標」という。)がある場合には、当該国等の施策による目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること。
- (4) 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置(以下「環境保全措置」という。)の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

第5 方法書

1 方法書の作成

- (1) 方法書の構成は、原則として次のとおりとする。
 - ア 対象事業の内容
 - (ア) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称,代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (イ) 対象事業の名称, 種類及び規模
 - (ウ) 対象事業実施区域の位置
 - (エ) 対象事業の目的及び内容(当該対象事業の計画案の策定の経緯を含む。)
 - (オ) 対象事業の実施により地域環境改善や新たな環境の創出など地域の環境に貢献する事項(以下「ポジティブインパクト」という。)
 - イ 対象事業の実施に当たり必要な許認可等の種類及び根拠法令等
 - ウ 対象事業実施区域及びその周囲の概況
 - エ 計画段階配慮の内容
 - (ア) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
 - (イ) 配慮書についての市民等からの意見の概要及び事業者の見解
 - (ウ) 配慮書についての市長の意見及び事業者の見解
 - オ 技術指針で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容
 - カ 対象事業に係る環境影響評価の項目
 - (ア) 影響要因の抽出
 - (イ) 環境影響評価の項目の選定
 - キ 環境影響評価の項目に係る調査,予測及び評価の手法
- (2) (1)のウの記載に当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果(当該資料の出典を含む。)を地域特性の区分に応じて記載する。
- (3) (1) のカ及びキの記載に当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにする。この場合において、選定に当たって専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野をあわせて明らかにする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努める。
- (4) 2以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあっては、方法書においてその旨を明らかにする。

2 環境影響を受ける範囲と認められる地域

対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、対象事業実施区域及び既に入手している情報によって1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

3 環境影響評価項目等に係る事業特性及び地域特性の把握

- (1) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査,予測及び評価の手法を選定するに当たっては,計画段階配慮の経緯等について整理した上で,当該選定を行うために必要と認める範囲内で,当該選定に影響を及ぼす事業特性及び地域特性に関し,次に掲げる情報を把握する。
 - ア 事業特性に関する情報
 - (ア) 対象事業の種類
 - (イ) 対象事業実施区域の位置
 - (ウ) 対象事業の規模
 - (エ) 対象事業の工事計画の概要
 - (オ) その他対象事業に関する事項(対象事業に係る主な施設の配置等)
 - イ 地域特性に関する情報

入手可能な最新かつ最適な文献その他の資料により、地域特性について<mark>別表第2</mark>を参考に整理し、把握する。この場合において、当該資料の出典を明らかにできるよう整理する。

(2) 具体的な事業特性の把握に当たっては、対象事業の種類ごとに別表第1を参考に整理するとともに、対

象事業の内容の具体化の過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容を把握するよう留意する。

また、ポジティブインパクトを環境影響評価において明らかにすることで、事業の理解促進への寄与が期待される。具体的には以下のような例が挙げられる。このようなポジティブインパクトは、事業特性として積極的に記載すること。

例:事業により里山に手が入り、荒廃した里山の整備が進む 事業により緑地が整備されることで、周辺地域の生態系保全や憩いの場となる

(3) 地域特性については、必要に応じ、県又は市、専門家等からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認することにより把握するよう努める。

4 環境影響評価の項目の選定

- (1) 対象事業に係る環境影響評価の項目の選定に当たっては、影響要因が環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討した上で選定する。
- (2) (1) の影響要因の検討は、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに行う。
 - ア 対象事業に係る工事の実施 (対象事業の一部として行う事業実施想定区域又は対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄を含む。 別表第3 において「工事の実施」という。)
 - イ 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われる ことが予定される事業活動その他の人の活動であって、対象事業の目的に含まれるもの(別表第3)にお いて「存在・供用」という。)
 - ウ 対象事業の目的として設置される工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には, これらの撤去又は廃棄
- (3) (1) の環境要素の検討は、環境要素を法令等による規制又は目標の有無及び対象事業が環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行う。
- (4) (1)の影響要因及び環境要素の検討に当たっては、 別表第3 を参考に整理する。
- (5) (1)の項目の検討に当たっては、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じて専門家等の助言を受けて行う。
- (6) (1)の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、(1)により選定した項目(以下「選定項目」という。)として選定した理由を明らかにできるよう整理する。
- (7) 環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において、調査の実施、事業内容の具体化等により新たな項目についての環境影響評価が必要となった場合、科学的知見の集積により環境影響の重大性が判明した物質を排出するおそれがある場合等環境影響評価の項目の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じて(1)により選定項目の見直しを行う。

5 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法についての基本的事項

- (1) 環境影響評価の調査,予測及び評価の手法は,次に掲げる事項を踏まえ,選定項目ごとに選定する。
 - ア 別表第3 「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」に掲げる環境要素に係る選定項目については、 汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化(当該環境要素 に係る物質の量的な変化を含む。)の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環 境に及ぼす環境影響を把握できること。
 - イ 別表第3 「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」に掲げる環境要素に係る選定項目のうち動物及び植物については、陸生及び水生(海生を含む。)の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される次に掲げる状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
 - (ア) 学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況, 生息状況又は生育状況
 - (イ) 学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況及び動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息 地の分布状況
 - ウ <u>別表第3</u> 「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」に掲げる環境要素に係る選定項目のうち 生態系については、地域を特徴づける生態系に関し、動物及び植物の調査結果その他の調査結果により

概括的に把握される生態系の特性に応じて、次に掲げる視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。

- (ア) 上位性(生態系の上位に位置する性質をいう。)の視点
- (イ) 典型性(地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。) の視点
- (ウ) 特殊性(特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。) の視点
- エ 別表第3 「人と自然との豊かな触れ合いの確保」に掲げる環境要素に係る選定項目のうち景観については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- オ 別表第3 「人と自然との豊かな触れ合いの確保」に掲げる環境要素に係る選定項目のうち触れ合い活動の場については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場及びその利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- キ 別表第3 「環境への負荷の低減」に掲げる環境要素に係る選定項目については、廃棄物等に関しては その発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガスに関してはその発生量その 他の環境への負荷の量の程度を把握できること。
- (2) (1)により調査,予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用する。

6 参考手法

- (1) 対象事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法の選定に当たっては、選定項目ごとに II 各論(環境 要素別の参考となる手法)に示す調査又は予測の手法(以下「参考手法」という。)を勘案しつつ、最新 の科学的知見を反映するよう努めるとともに、最適な手法を選定する。
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ、参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定する。
 - ア 事業特性により、選定項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。
 - イ 対象事業実施区域及びその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次に掲 げる選定項目に関する環境要素に係る著しい環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
 - (7) 選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象
 - (4) 選定項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象
 - (ウ) 選定項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域
- (3) 次のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ、参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を選定することができる。
 - ア 選定項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。
 - イ 対象事業実施区域及びその周囲に、選定項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間 存在しないことが想定されること。
 - ウ 類似の事例により選定項目に係る環境影響の程度が明らかであること。
 - エ 選定項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考手法より簡易な手法で収集できることが明らかであること。

7 環境影響評価の手法選定に当たっての留意事項

- (1) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法(以下この項において「手法」という。)を選定するに当たっては、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ、専門家等の助言を受けて選定する。
- (2) 環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは,必要に応じ,手法の見

直しを行う。

(3) 手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理する。

8 環境影響評価の調査の手法

(1) 環境影響評価の調査の手法の選定に当たっては、6に定めるところによるほか、選定項目について適切 に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、次に掲げる調査の手法に関する事項について、選定項目の 特性、事業特性及び地域特性を勘案し、並びに地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを 踏まえ、選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定する。

ア 調査すべき情報

選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象,水象その他の自然的状況若しくは人口,産業, 土地利用,水域利用,対象事業実施区域及びその周囲で行われることが明らかになっている他の大規模 な事業の内容その他の社会的状況に関する情報

イ 調査の基本的な手法

国,県又は市が有する文献その他の資料の入手,専門家等からの科学的知見の聴取,現地調査その他により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

ウ 調査の対象とする地域(以下「調査地域」という。)

対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地 の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

エ 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点(以下「調査地点」という。)

調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

- オ 調査に係る期間,時期又は時間帯(以下「調査期間等」という。)
 - 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯
- (2) (1) のイの調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定項目については、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定する。
- (3) (1)の工の調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう調査に係る期間を選定し、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じ、調査すべき情報に大きな変化がないことが想定される時期に調査を開始するよう調査に係る期間を選定する。
- (4) (1) の調査の手法の選定は、次に掲げるところにより行う。
 - ア 調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意する。
 - イ 調査により得られた情報が記載されていた文献名,当該情報を得るために行われた調査の前提条件, 調査地域,調査地点及び調査期間等の設定の根拠,調査の日時その他の情報について,その出自及び妥 当性を明らかにする。この場合において,希少な動植物の生息又は生育に関する情報については,必要 に応じ,公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のため の配慮を行う。
 - ウ 長期間の観測結果が存在する選定項目について現地調査を行った場合においては、当該観測結果と現 地調査により得られた結果を比較できるようにする。

9 環境影響評価の予測の手法

(1) 環境影響評価の予測の手法の選定に当たっては、6に定めるところによるほか、次に掲げる予測の手法 に関する事項について、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る評価において 必要とされる水準が確保されるよう選定する。

ア 予測の基本的な手法

環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、定量的に把握する手法

イ 予測の対象とする地域(以下「予測地域」という。)

調査地域のうちから適切に選定された地域

ウ 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該 地点(以下「予測地点」という。)

選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点

- エ 予測の対象とする時期,期間又は時間帯(以下「予測対象時期等」という。) 供用開始後定常状態になる時期,工事による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果 的であると認められる時期,期間又は時間帯
- (2) (1)のアの予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定する。
- (3) (1)のエの予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常 状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合 又は工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあっては、 必要に応じ、予測対象時期等での予測に加え中間的な時期での予測を行う。また、汚染物質の環境中での 蓄積による累積的影響が考えられる場合には、これにも配慮した時期での予測を行う。
- (4) (1) の予測の手法の選定は、次に掲げるところにより行う。
 - ア 予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲,予測地域の設定の根拠,予測の前提となる条件,予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について,選定項目の特性,事業特性及び地域特性に照らし,それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにする。なお,予測の前提となる条件の設定に当たっては,当該条件の経時的変動,季節的変動及び経年的変化も踏まえ,環境影響が適切に予測されるよう留意する。
 - イ 対象事業実施区域及びその周囲で行われることが明らかにされている他の大規模事業等対象事業以外 の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況(将 来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、 現在の環境の状況)を明らかにできるよう整理し、これを勘案して予測が行われるようにする。この場 合において、対象事業に密接に関連する対象事業以外の事業活動等があれば、その環境影響をできる限 り検討するほか、県又は市が有する情報を収集して将来の環境の状況を推定するとともに、将来の環境 の状況の推定に当たって、事業者以外の者が行う環境保全措置の効果を見込むときは、当該措置の内容 を明らかにできるようにする。
 - ウ 新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにする。この場合において、予測の不確実性の程度については、必要に応じて予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により把握する。

10 環境影響評価の評価の手法

環境影響評価の評価の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意して選定する。

- (1) 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じ、その他の手法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する手法であること。
- (2) (1) に掲げる手法は、評価の根拠及び評価に関する検討の経緯を明らかにできるようにするものであること。
- (3) 選定項目に係る環境要素に関して、国等の施策による目標がある場合には、当該国等の施策による目標 と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること。
- (4) (3) に掲げる手法は、次に掲げるものであること。
 - ア 国等の施策による目標に照らすこととする考え方を明らかにできるようにするもの。

- イ 工事に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討するもの。
- (5) 事業者以外が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

第6 環境保全措置

1 環境保全措置の検討

- (1) 環境影響評価を行うに当たっては、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じて損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国等の施策による目標の達成に努めることを目的として、環境保全措置を検討する。
- (2) (1)の検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置(以下「代償措置」という。)を検討する。

2 検討結果の検証

1の(1)の検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が 取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境 影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうか検証する。

3 検討結果の整理

1の(1)の検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理する。

- (1) 環境保全措置の内容, 実施主体, 実施の方法その他の環境保全措置の実施の内容
- (2) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じて当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- (3) 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境への影響
- (4) 代償措置にあっては、次に掲げる事項
 - ア 環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
 - イ 損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ又は 創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容
 - ウ 代償措置の効果の根拠及び実施が可能であると判断した根拠

4 事後調査

- (1) 次のいずれかに該当すると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、事後調査を実施する。
 - ア 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
 - イ 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
 - ウ 工事中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要が あると認められる場合
 - エ 代償措置について,効果の不確実性の程度及び知見の充実の程度を勘案して事後調査が必要であると 認められる場合
- (2) 事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。
 - ア 事後調査の必要性,事業特性及び地域特性に応じ,適切な項目を選定すること。
 - イ 事後調査を行う項目の特性,事業特性及び地域特性に応じ,適切な手法を選定するとともに,事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。
 - ウ 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい 手法を選定すること。
 - エ 必要に応じて専門家等の助言を受けることその他の手法により客観的かつ科学的な根拠に基づき選定すること。
- (3) 事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努める。
 - ア 事後調査を行うこととした理由
 - イ 事後調査の項目及び手法
 - ウ 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針
 - エ 事後調査の結果の公表の方法

- オ 事業者が自らの名と責任で、委託等により代行機関を利用する場合にあっては、当該代行機関の氏名 及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- カ その他事後調査の実施に関し必要な事項
- (4) 事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ、専門家等の助言を受けることその他の手法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意する。

第7 準備書

1 準備書の作成

- (1) 準備書の構成は、原則として次のとおりとする。
 - ア 対象事業の内容
 - (ア) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (イ) 対象事業の名称, 種類及び規模
 - (ウ) 対象事業実施区域の位置
 - (エ) 対象事業の目的及び内容(当該対象事業の計画案の策定の経緯を含む。)
 - (オ) ポジティブインパクト
 - イ 対象事業の実施に当たり必要な許認可等の種類及び根拠法令等
 - ウ 対象事業実施区域及びその周囲の概況
 - エ 計画段階配慮の内容
 - (ア) 計画段階配慮事項ごとに調査,予測及び評価の結果をとりまとめたもの
 - (4) 配慮書についての市民等からの意見の概要及び事業者の見解
 - (ウ) 配慮書についての市長の意見及び事業者の見解
 - オ 技術指針で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容
 - カ 対象事業に係る環境影響評価の項目(方法書についての市長の意見等を総合的に検討して方法書の内容を変更した事項がある場合には、変更点を明記すること。)
 - (ア) 影響要因の抽出
 - (イ) 環境影響評価の項目の選定
 - キ 評価項目に係る調査,予測及び評価の手法(方法書についての市長の意見等を総合的に検討して方法 書の内容を変更した事項がある場合には,変更点を明記すること。)
 - ク 方法書についての意見、見解等
 - (ア) 方法書説明会の開催状況並びに質疑及び意見の概要
 - (イ) 方法書についての市民等からの意見の概要及び事業者の見解
 - (ウ) 方法書についての市長の意見及び事業者の見解
 - ケ 環境影響評価の結果 (環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。)
 - (7) 調査の結果の概要
 - (イ) 予測の結果を評価項目ごとにとりまとめたもの
 - (ウ) 評価の結果を評価項目ごとにとりまとめたもの
 - (工) 環境保全措置
 - a 環境保全措置の内容
 - b 環境保全措置を講ずることに至った検討の状況
 - (オ) 環境保全措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況把握のための措置(事後調査の実施に関する事項を含む。)
 - コ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価
 - サ 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) (1)のウの記載に当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料及び第5の3の(3)による聴取又は確認により把握した結果(当該資料の出典を含む。)を地域特性の区分に応じて記載する。
- (3) (1) のカ及びキの記載に当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにする。この場合において、選定に当たって専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野をあわせて明らかにする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努める。
- (4) (1)のケの(7)の記載に当たっては、次に掲げる事項の概要を併せて記載する。
 - ア 文献調査により得られた情報が記載されていた文献名,当該情報を得るために行われた現地調査の前提条件,調査地域,調査地点及び調査期間等の設定の根拠,調査の日時その他の情報について,その出

自及び妥当性

- イ 長期間の観測結果が存在する選定項目について現地調査を行った場合においては、当該観測結果と現 地調査により得られた結果の比較
- (5) (1)のケの(4)の記載に当たっては、次に掲げる事項の概要を併せて記載する。
 - ア 予測の結果を示すに当たっては、予測の手法に係る予測地域等の設定の根拠、予測の手法の特徴及び その適用範囲、予測の前提条件、予測で用いた原単位及び係数等について、選定項目の特性、事業特性 及び地域特性に照らし、予測の結果との関係と併せて、それぞれの内容及び妥当性
 - イ 対象事業以外の要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況(将来の環境の状況の推定が困難な場合等においては、現在の環境の状況)及び将来の環境の状況について国、県又は市が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込む場合には当該施策の内容
 - ウ 新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは当該不確 実性の内容
- (6) (1)のケの(ウ)の記載に当たっては、次に掲げる事項の概要を併せて記載する。
 - ア 評価の根拠及び評価に関する検討の経緯
 - イ 国等の施策による目標に照らすこととする考え方
 - ウ 事業者以外が行う環境保全措置等の効果を見込む場合には、当該措置等の内容
- (7) (1)のケの(エ)の記載に当たっては、次に掲げる事項の概要を併せて記載する。
 - ア 第6の1による検討の状況
 - イ 第6の2による検証の結果
 - ウ 第6の3により明らかにされた事項
- (8) (1)のケの(オ)の記載に当たっては、第6の4の(3)により明らかにされた事項の概要を併せて記載する。
- (9) (1) のコの記載に当たっては、(1) のケに掲げる事項の概要を一覧できるようとりまとめて記載する。
- (10) 2以上の対象事業について併せて準備書を作成した場合にあっては、準備書においてその旨を明らかにする。

第8 評価書

- 1 評価書の作成
 - (1) 評価書の構成は、原則として次のとおりとする。
 - ア 対象事業の内容
 - (ア) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称,代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (イ) 対象事業の名称, 種類及び規模
 - (ウ) 対象事業実施区域の位置
 - (エ) 対象事業の目的及び内容(当該対象事業の計画案の策定の経緯を含む。)
 - (オ) ポジティブインパクト
 - イ 対象事業の実施に当たり必要な許認可等の種類及び根拠法令等
 - ウ 対象事業実施区域及びその周囲の概況
 - エ 計画段階配慮の内容
 - (7) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
 - (4) 配慮書についての市民等からの意見の概要及び事業者の見解
 - (ウ) 配慮書についての市長の意見及び事業者の見解
 - オ 技術指針で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容
 - カ 対象事業に係る環境評価評価の項目 (方法書についての市長の意見等を総合的に検討して方法書の内容を変更した事項がある場合には、変更点を明記すること。)
 - (ア) 影響要因の抽出
 - (イ) 環境影響評価の項目の選定
 - キ 環境影響評価の項目に係る調査,予測及び評価の手法(方法書についての市長の意見等を総合的に検 討して方法書の内容を変更した事項がある場合には,変更点を明記すること。)
 - ク 方法書についての意見、見解等
 - (ア) 方法書説明会の開催状況並びに質疑及び意見の概要
 - (イ) 方法書についての市民等からの意見の概要及び事業者の見解
 - (ウ) 方法書についての市長の意見及び事業者の見解
 - ケ 環境影響評価の結果 (環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。)
 - (7) 調査の結果の概要
 - (イ) 予測の結果を評価項目ごとにとりまとめたもの
 - (ウ) 評価の結果を評価項目ごとにとりまとめたもの
 - (工) 環境保全措置
 - a 環境保全措置の内容
 - b 環境保全措置を講ずることに至った検討の状況
 - (オ) 環境保全措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況把握のための措置(事後調査の実施に関する事項を含む。)
 - コ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価
 - サ 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - シ 準備書についての意見, 見解等
 - (ア) 準備書説明会の開催状況並びに質疑及び意見の概要
 - (イ) 準備書についての市民等からの意見の概要及び事業者の見解
 - (ウ) 公聴会が開催された場合には、その開催状況、質疑及び意見の概要並びにこれらについての事業者 の見解
 - (エ) 準備書についての市長の意見及び事業者の見解
 - ス 準備書についての市長の意見等を総合的に検討して準備書の内容を変更した事項
 - (2) 第7の1の(2)から(9)までの項目は、(1)のそれぞれの記載について準用する。
 - (3) 評価書の作成に当たっては、準備書に記載した事項との相違を明らかにする。

第9 報告書

1 報告書の作成

- (1) 報告書の構成は、原則として次のとおりとする。
 - ア 対象事業の内容
 - (ア) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称,代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (イ) 対象事業の名称, 種類及び規模
 - (ウ) 対象事業が実施された区域の位置
 - (エ) 対象事業の目的及び内容(当該対象事業の計画案の策定の経緯を含む。)
 - (オ) ポジティブインパクト
 - (カ) 評価書に記載した環境保全措置の内容, 効果及びその不確実性の程度
 - (キ) 評価書に基づいて実施した環境保全措置の内容, 効果及びその不確実性の程度
 - イ 事後調査の項目,手法及び結果
 - (ア) 評価書に記載した事後調査の内容
 - (イ) 実施項目及び実施手法
 - (ウ) 結果(実際に講じた環境保全措置の実施状況及び効果を含む。)
 - ウ 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - エ 事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の検討
 - (ア) 事後調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の実施の内容,効果及びその不確 実性の程度
 - (イ) 専門家の助言を受けた場合には、当該助言の内容、当該専門家の専門分野、可能な場合には当該専門家の所属機関の種別
 - (ウ) 報告書作成後の環境保全措置又は事後調査の実施予定
 - (エ) 報告書作成後の環境保全措置又は事後調査を実施する場合には、その内容及び公表予定
- (2) 対象事業に係る工事が完了した後、報告書を作成することを基本とする。その際、当該工事に当たって 講じた環境保全措置の効果を確認した上で、その結果を報告書に含めるよう努める。なお、工事が完了した後、供用開始までに、一定の期間を要する場合にあっても、工事完了後に遅滞なく報告書を作成すること。
- (3) 工事中又は供用開始後において、必要に応じ、事後調査の実施及びその結果の公表又は当該事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施内容等の公表を行う。
- (4) (2) の環境保全措置の効果の確認は、環境保全措置の特性、事業特性及び地域特性に応じ当該措置の実施 状況を把握するために適切かつ効果的な手法を選定し、実施する。
- (5) 事業の実施状況及び環境の状況との関連と併せ、評価書において講ずるとした環境保全措置と、実際に講じた環境保全措置の実施状況及び効果について、明らかにできるよう整理する。
- (6) (2) の環境保全措置の効果を確認した結果、評価書の結果と異なった場合には、その原因を分析するとと もに、当該対象事業の実施が環境に著しい影響を与えているときは、影響を除去するために必要となる環 境保全措置について検討する。

別表第1 事業特性に関する情報(事業の種類ごとの具体例)

対象事業の種類	内容
1 道路	・種類(自動車専用道路・国道・林道等の別,新築又は改築の別) ・事業実施想定区域又は対象事業実施区域の位置 ・規模(道路の長さ,車線の数,幅員) ・構造(盛土,切土,トンネル,橋,高架その他の構造の別及びその位置) ・主要な構造物の種類及び配置計画 ・設計速度 ・計画交通量 ・インターチェンジ等区域の位置 ・工事計画の概要
2 ダム・堰・放水路	 ・種類(ダム・堰・放水路の別,新築又は改築の別) ・事業実施想定区域又は対象事業実施区域の位置 ・規模(貯水面積,湛水面積,土地の形状変更面積,貯水量,湛水量,堤体の大きさ,放水路の延長及び川幅) ・構造(コンクリートダム又はフィルダムの別,固定堰又は可動堰の別) ・分流の計画 ・工事計画の概要
3 鉄道・軌道	・種類(鉄道又は軌道の別,建設又は改良の別) ・事業実施想定区域又は対象事業実施区域の位置 ・規模(線路の長さ) ・列車又は車両の運行計画(車体の種類,設計速度,本数,時間帯等) ・構造(盛土,切土,トンネル,橋,高架その他の構造の別及びその位置) ・駅舎,車庫又は車両検査修繕施設の有無(設置する場合はその位置・諸元) ・単線・複線等の別及び動力 ・工事計画の概要
4 飛行場及びその施設	 ・種類(設置又は変更の別) ・事業実施想定区域又は対象事業実施区域の位置 ・規模(滑走路の長さ,敷地面積) ・飛行場施設の設置の有無(設置する場合はその位置・諸元) ・航空機の運航計画(航空機の種類,本数,時間帯等) ・飛行場周辺区域の位置 ・工事計画の概要
5 発電所・送電線	・種類(電気工作物の種類の別,設置又は変更の別) ・事業実施想定区域又は対象事業実施区域の位置 ・規模(出力,土地の形状変更等の面積,貯水区域又は湛水区域の面積,敷地面積,電線路の電圧,送電線の長さ) ・構造(ダム又は堰の構造,原動力,冷却方式,煙突の高さ,温・冷排水の排水先等) ・送電線,変電施設・設備等の有無(設置する場合はその位置・諸元) ・燃料の種類・年間使用量,排出ガス量,給排水量 ・減水区間の長さ ・工事計画の概要
6 埋立て・干拓	・種類(埋立て又は干拓の別) ・事業実施想定区域又は対象事業実施区域の位置 ・規模(埋立干拓区域の面積) ・土地利用計画 ・工事計画の概要

対象事業の種類	内 容
7 土地区画整理事業	・事業実施想定区域又は対象事業実施区域の位置・規模(施行区域の面積)・土地利用計画(主な用途,用途別面積,主要な施設の種類,規模,位置)・工事計画の概要
8 廃棄物最終処分場·廃棄物焼 却施設	・種類(廃棄物処理施設の種類の別,設置又は変更の別) ・事業実施想定区域又は対象事業実施区域の位置 ・規模(埋立処分場所の面積(容量),設置に係る面積,処理能力,敷地面積) ・処理計画(処理方式,稼動時間,廃棄物搬入時間,扱う廃棄物の種類) ・排出ガス量,排水量 ・使用又は発生の可能性のある有害物質の種類及び量 ・煙突の高さ ・関連施設の有無(設置する場合はその位置・諸元) ・工事計画の概要
9 工業団地, 工場・事業場	・種類(工業団地又は工場等の種類の別,新設又は増設の別) ・事業実施想定区域又は対象事業実施区域の位置 ・規模(造成に係る区域の面積,敷地面積,能力) ・土地利用計画(主な用途,用途別面積,主要な施設の種類,規模,位置) ・稼動計画(生産工程の概要,稼動時間) ・煙突の高さ ・1時間当たりの最大排出ガス量,1日当たりの平均的な排出水量,廃棄物発生量 ・使用又は発生の可能性のある有害物質の種類及び量 ・工事計画の概要
10 住宅団地	 事業実施想定区域又は対象事業実施区域の位置 ・規模(造成に係る区域の面積,敷地面積) ・土地利用計画(主な用途,用途別面積,主要な施設の種類,規模,位置) ・工事計画の概要
11 流通業務団地	・事業実施想定区域又は対象事業実施区域の位置・規模(造成に係る区域の面積,敷地面積)・土地利用計画(主な用途,用途別面積,主要な施設の種類,規模,位置)・工事計画の概要
12 レクリエーション施設等	 ・種類(施設の種類の別,新設又は増設の別) ・事業実施想定区域又は対象事業実施区域の位置 ・規模(一体整備施設を合わせた区域の面積,敷地面積) ・土地利用計画(主な用途,用途別面積,主要な施設の種類,規模,位置) ・工事計画の概要
13 下水道終末処理場	 ・種類(新設又は増設の別) ・事業実施想定区域又は対象事業実施区域の位置 ・規模(処理能力,敷地面積) ・関連施設の有無(設置する場合はその位置・諸元) ・処理計画(処理方式,稼動時間) ・排水量,廃棄物発生量 ・工事計画の概要

対象事業の種類	内容
	・種類(実施する事業の種類の別,新設又は増設の別)
	・事業実施想定区域又は対象事業実施区域の位置
14 8 から 13 のうち 2 以上のも	・規模(造成等に係る区域の面積、敷地面積)
のを併せて実施する事業	・土地利用計画(主な用途、用途別面積、主要な施設の種類、規模、位置)
	・上記8から13に掲げる内容のうち,必要な事項
	・工事計画の概要
	・種類(新設又は増設の別)
	・事業実施想定区域又は対象事業実施区域の位置
15 土石の採取	・規模(土石採取場の面積,敷地面積)
	・予定する施設の種類、規模及び位置
	・工事計画の概要
	・種類(新設又は増設の別)
	・事業実施想定区域又は対象事業実施区域の位置
16 試験研究施設	・規模(能力,敷地面積)
10 武观州九旭武	・予定する施設の種類、規模及び位置
	・使用又は発生の可能性のある有害物質の種類及び量
	・工事計画の概要
	・種類(浄化等処理施設・セメント製造施設等の別,新設又は増設の別)
	・事業実施想定区域又は対象事業実施区域の位置
	・規模(汚染土壌処理施設の処理能力又は埋立容量)
17 汚染十壌処理施設	・汚染土壌処理施設の構造
11 行朱上禄处生旭武	・汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
	・汚染土壌の処理の方法
	・保管設備の場所及び容量
	・工事計画の概要

別表第2 地域特性に関する情報

区分	項	目	内 容		
	大気環境の状況	大気質,騒音,振動, 悪臭等の状況	環境基準等の達成状況		
		気象	風向,風速,気温,日射量,雲量,降水量等		
		水質, 水底の底質の状 況	環境基準等の達成状況		
地域の自然的状況に係る項目	水環境の状況	水象 (海域の状況を含む)	地理的分布,河川の流量,流況,波浪,潮汐,水深,湖沼等(湖沼,池,湿地等をいう。以下同じ。) における成層・密度流等		
的状況に		地下水	環境基準等の達成状況, 地下水位, かん養状況, 利用状況 等		
係る	地でなった地所の心と	地形	地形、水底地形、注目すべき地形等		
項目	地形及び地質の状況	地質	地質、堆積物の状況等		
	小郎ユュビー茶の上江	地盤	地盤沈下等		
	地盤及び土壌の状況	土壌	土壌図,環境基準の確保の状況等		
	動植物の生息又は生育、植名	主及び生態系の状況	動植物相、動植物の分布状況、注目すべき種等		
	景観及び人と自然との触	景観	地域景観,景勝地,眺望点,眺望景観等		
	れ合いの活動の状況	触れ合い活動の場	触れ合い活動の場の分布状況等		
	行政区画		行政区境界,字界等		
	人口及び産業の状況	人口	人口動態,人口密度,人口分布,流域人口,年齢別人口の 状況,世帯数等		
		産業	工業出荷額,用水・燃料使用,産業別人口等		
	集落の状況		集落の分布,戸数等		
	土地利用の状況		土地利用の概況,用途地域等		
地	交通の状況		道路交通状況、バス・鉄道・空港・港湾の利用状況等		
地域の	環境の保全についての配慮	が特に必要な施設の配	学校及び病院その他の環境の保全について特に配慮が必要		
社会	置の状況		な施設の配置、住宅の配置等		
的状	水域とその利用		水域の概況、水面利用、水利用、漁業権の設定状況等		
一部状況に係る項目	上下水道等の整備の状況		水道事業計画その他事業に関する事項 下水道等環境整備の状況等		
項目	文化財		建造物, 史跡, 名勝, 天然記念物等の文化財の指定, 選定 若しくは登録の状況又は埋蔵文化財の分布の状況		
	各種開発計画等の策定状況		市総合計画等		
	法令等による規制若しくは目標又は法令等により	地域	公害防止に係る規制地域,公害防止計画地域,環境基準の 類型指定,自然環境保全に係る地域,国立公園等の地域, 鳥獣保護区域等		
	指定された地域その他の 対象	その他	条例に基づく規制基準等,公害苦情件数,過去の地すべり や洪水等の発生状況,ハザードマップ等		

別表第3 環境影響評価等の対象とする項目

		影響要因の区分	工事の実施	存	在・供用		
75	型 本 東 ま の 戸 ハ	細区分					
Į.	環境要素の区分		細区分				
		大気質					
		騒音及び 低周波音					
	大気環境						
		振動	***************************************				
		悪臭					
		水質					
	水環境	底質					
環境の自然的構成							
要素の良好な状態		地下水					
の保持		地形及び地質					
	1 1-2	地盤	***************************************				
		土壌					
	土壌環境・ その他の環	上坡					
	境	日照					
		N/cts					
		光害					
		電波障害	***************************************				
生物の多様性の確	動物						
保及び自然環境の	植物生態系						
体系的保全							
	景観						
人と自然との豊か							
な触れ合いの確保	触れ合い活動	の場					
	文化財						
)< LI/\)						
環境への負荷の低	廃棄物等						
減	旧 ウ 料田 ユー						
	温室効果ガス						

備考

- 1 影響要因の細区分の欄には、事業特性及び地域特性に応じて適切に区分した影響要因を記載する。なお、「存在・供用」において、対象事業の目的として設置される工作物の撤去若しくは廃棄が行われることが予定されている場合には、これらの撤去又は廃棄に係る影響要因も記載する。
 - 例:工事の実施……建設機械の稼働、資材の運搬に用いる車両の運行、工作物の建設等
 - : 存在・供用……施設の存在, 施設の稼働, 資材等の搬出入等
- 2 環境要素の細区分の欄には、法令等による規制又は目標の有無及び対象事業が環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分した環境要素を記載する。
 - 例:大気質……窒素酸化物,浮遊粒子状物質,粉じん等
 - : 水質……水の汚れ、水の濁り、有害物質等
 - : 地形及び地質……重要な地形, 重要な地質等
- 3 環境要素の細区分に掲げる各要素が、影響要因の細区分に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものである場合は、該当する欄に○印を記載する。

Ⅱ 各 論 (環境要素別の参考となる手法)

【環境の自然的構成要素の良好な状態の保持】 第 第 水質 ······ 35 第 第 第 第10 第11 第13 電波障害 ……………………………………………………………… 49 【生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全】 【人と自然との豊かな触れ合いの確保】 第18 触れ合い活動の場 ············· 56 【環境への負荷の低減】 第21 温室効果ガス …………………………………………………………………… 59

第1 大気質

		項目	具体的な内容及び留意事項等
			調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。
		大気質の状況	大気の汚染に関して法令等により基準等が設定されている物質(以下「大気汚染物質」という。)のうち、予測及び評価を行うために必要なものを選定し、大気汚染物質の大気中における濃度、状態等の状況を調査する。
		気象の状況	大気質の移流,拡散等に影響を及ぼす風向,風速,大気安定度等の気象の状況を調査する。
	調査士	地形及び工作物の状況	大気質の移流,拡散及び逆転層の出現等に影響を及ぼすおそれのある起伏,傾斜等 の地形及び工作物の位置,規模等の状況を調査する。
	調査すべき情報	土地利用の状況	対象事業実施区域及びその周囲における学校、病院、住宅等の分布状況及びその他 の土地利用の状況を調査する。 なお、将来の土地利用の計画についても調査する。
		発生源の状況	工場又は事業場, 廃棄物処理施設等の主要な大気汚染物質の発生源の分布状況を調査する。
		自動車交通量等の状況	自動車交通量,車種構成,道路構造等(以下「自動車交通量等」という。)の状況 を調査する。
		法令等による規制又は目 標	大気質に係る法令等による規制又は目標等を調査する。
調査の手法	調査地域及び調査地点		ア 調査地域 大気汚染物質ごとの拡散の特性を踏まえ、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。 イ 調査地点 大気汚染物質ごとの拡散の特性を踏まえ、調査地域における大気汚染物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
	調査期間等		大気汚染物質の拡散の特性を踏まえ、調査地域における大気汚染物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、 時期及び時間帯とする。
		大気質の状況	調査は、文献その他の資料の整理・解析又は現地調査の手法による。 現地調査を行う場合は、法令等により定められた手法(日本工業規格に定められた 手法を含む。以下同じ。)又はこれに準ずる手法による。
	調査の基本的な手法	気象の状況	調査は、文献その他の資料の整理・解析又は現地調査の手法による。 現地調査を行う場合は、気象観測統計指針(最新版)に定める手法又はこれに準ず る手法による。
		地形及び工作物の状況 土地利用の状況 発生源の状況 自動車交通量等の状況	調査は、文献その他の資料の整理・解析又は現地調査の手法による。
		法令等による規制又は目 標	大気質に係る法令等による規制又は目標等を整理する手法による。
予測の	予測項目		予測項目は、大気質に係る大気汚染物質のうち、対象事業の実施により大気質の状況に変化を与える物質の濃度若しくは飛散し、若しくは降下する量又はその程度とする。

	項目	具体的な内容及び留意事項等
手法	予測地域及び予測地点	ア 予測地域 調査地域のうち、大気汚染物質ごとの拡散の特性を踏まえ、環境影響を受ける おそれがあると認められる地域とする。 イ 予測地点 大気汚染物質ごとの拡散の特性を踏まえて環境影響を的確に把握できる地点と する。
	予測対象時期等	工事中にあっては工事による環境影響が最大となると認められる時期とし、供用時 にあっては事業活動が定常状態となる時期とする。
	予測の基本的な手法	予測は、対象事業の種類及び規模、地形及び工作物の状況等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。 ア プルーム式、パフ式その他大気の拡散理論に基づく予測式による計算若しくはその他の数理的手法による手法 イ 模型実験による手法 ウ 野外拡散実験による手法 エ 類似事例の参照又は解析による手法 オ その他適切な手法

第2 騒音及び低周波音

		項目	具体的な内容及び留意事項等		
			調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。		
		騒音・低周波音の状況	騒音は、騒音レベルの状況を調査する。		
		海虫目 * 16公月仅日 074人亿	低周波音は、G 特性音圧レベルの状況を調査する。		
	調香	地形及び工作物の状況	騒音・低周波音の伝搬に影響を及ぼすおそれのある地形及び工作物の位置及び規模 等の状況を調査する。		
	調査すべき情報	土地利用の状況	対象事業実施区域及びその周囲における学校、病院、住宅等の分布状況及びその他 の土地利用の状況を調査する。 なお、将来の土地利用の計画についても調査する。		
	羊权	発生源の状況	道路、鉄道、航空機、工場又は事業場等主要な発生源の分布状況を調査する。		
		自動車交通量等の状況	自動車交通量等の状況を調査する。		
		法令等による規制又は目標	騒音・低周波音に係る法令等による規制又は目標等を調査する。		
調査の手法	調査地域及び調査地点		ア 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえ、騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。 イ 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を 予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。		
	調査期間等		音の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測 し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び 時間帯とする。		
	調査	騒音・低周波音の状況	調査は、文献その他の資料の整理・解析又は現地調査の手法による。 騒音・低周波音の測定手法は、法令等により定められた手法又はこれに準ずる手法 による。		
	量の基本的な手法	地形及び工作物の状況			
		土地利用の状況	調本は、文献その外の姿料の敷理・解析型は現地調本の手法による		
	的な	発生源の状況	調査は,文献その他の資料の整理・解析又は現地調査の手法による。 		
	手 法	自動車交通量等の状況			
	IA	法令等による規制又は目標	騒音・低周波音に係る法令等による規制又は目標等を整理する手法による。		
			予測項目は、次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。		
予	予測項目	騒音	騒音にあっては、以下に示すもののうちから必要なものを選定する。 ア 道路交通の騒音:等価騒音レベル イ 新幹線鉄道の騒音:最大騒音レベル ウ 在来鉄道・軌道の騒音:等価騒音レベル エ 航空機の騒音:時間帯補正等価騒音レベル		
測の			オ 工場又は事業場の騒音:騒音レベル		
手			カ 建設作業の騒音:騒音レベル G 特性音圧レベルの状況を予測する。		
法	予測地域及び予測地点		ア 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音・低周波音に係る環境影響を 受けるおそれがあると認められる地域とする。 イ 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえ、予測地域における騒音・低周波音に係る環境影響を 的確に把握できる地点とする。		

項目		具体的な内容及び留意事項等
	予測対象時期等	工事中にあっては工事による環境影響が最大となると認められる時期とし、供用時
		にあっては事業活動が定常状態となる時期とする。
	予測の基本的な手法	予測は、対象事業の種類及び規模、工作物の状況等を考慮して、次に掲げる予測手
		法のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。
		ア 伝搬理論式による手法
		イ 経験的回帰式による手法
		ウ 模型実験による手法
		エ 実地実験による手法
		オ 類似事例の参照による手法
		カ その他適切な手法

第3 振動

項目			具体的な内容及び留意事項等
			調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。
	調査すべき情報	振動の状況	振動レベルの状況を調査する。
		地盤及び地形の状況	振動の伝搬に影響を及ぼすおそれのある地盤及び地形の状況を調査する。
			対象事業実施区域及びその周囲における学校、病院、住宅等の分布状況及びその他
		土地利用の状況	の土地利用の状況を調査する。
			なお,将来の土地利用の計画についても調査する。
		発生源の状況	道路、鉄道、工場又は事業場等主要な発生源の分布状況を調査する。
		自動車交通量等の状況	自動車交通量等の状況を調査する。
調		法令等による規制又は目 標	振動に係る法令等による規制又は目標等を調査する。
			ア調査地域
			振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認め
查	調査地域及び調査地点		られる地域とする。
の手法			イ 調査地点
			振動の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における振動に係る環境影響を予測し、
			及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
	調査期間等		振動の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び
			評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯と
		T	する。
	調査の基本的な手法	振動の状況	調査は、文献その他の資料の整理・解析又は現地調査の手法による。
		300,000	振動の測定手法は、法令等により定められた手法又はこれに準ずる手法による。
		地盤及び地形の状況	
		土地利用の状況	調査は、文献その他の資料の整理・解析又は現地調査の手法による。
		発生源の状況	
		自動車交通量等の状況	
		法令等による規制又は目標	振動に係る法令等による規制又は目標等を整理する手法による。
	予測項目		予測項目は、次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。
			ア 道路交通の振動
			イ 鉄道・軌道の振動
			ウ 工場又は事業場の振動
予			エ 建設作業の振動
測	予測地域及び予測地点		アー予測地域
の			調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるお
手			それがあると認められる地域とする。
法			イー予測地点
			振動の伝搬の特性を踏まえ、予測地域における振動に係る環境影響を的確に把
			握できる地点とする。
	予測対象時期等		工事中にあっては工事による環境影響が最大となると認められる時期とし、供用時
			にあっては事業活動が定常状態となる時期とする。

項目		具体的な内容及び留意事項等
	予測の基本的な手法	予測は、対象事業の種類及び規模、工作物の状況等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。 ア 伝搬理論式による手法 イ 経験的回帰式による手法 ウ 模型実験による手法 エ 実地実験による手法 オ 類似事例の参照による手法 カ その他適切な手法

第4 悪臭

悪臭の状況 強度)の状況を調査する。 悪臭の移流,拡散等に影響を及ぼす風向する。	うちから必要なものを選択する。 定悪臭物質の濃度,臭気指数(又は臭気排出 可,風速,大気安定度等の気象の状況を調査 のある地形及び工作物の状況を調査する。 5学校,病院,住宅等の分布状況及びその他
悪臭の状況 強度)の状況を調査する。 悪臭の移流、拡散等に影響を及ぼす風向	可, 風速, 大気安定度等の気象の状況を調査 れのある地形及び工作物の状況を調査する。
	1のある地形及び工作物の状況を調査する。
査 す 地形及び工作物の状況 悪臭の移流・拡散に影響を及ぼすおそれ べ	1, 0 2,000 11 11 11 11 11 11 11
~	5学校、病院、住宅等の分布状況及びその他
対象事業実施区域及びその周囲における	
情報 土地利用の状況 の土地利用の状況を調査する。	
なお、将来の土地利用の計画についても	う調査する。
発生源の状況 工場又は事業場等主要な発生源の分布状	代況を調査する。
法令等による規制又は目標 標 悪臭に係る法令等による規制又は目標等	学を調査する。
ア調査地域	
調 悪臭の拡散の特性を踏まえ、悪臭に 査 調査地域及び調査地点 られる地域とする。 イ 調査地点	C係る環境影響を受けるおそれがあると認め
Walls and	地域における悪臭に係る環境影響を予測し、
	こおける悪臭に係る環境影響を予測し、及び
	カ果的に把握できる期間、時期及び時間帯と
to.	With the state of
原則として現地調査とし、必要に応じて悪臭の状況	て文献その他の資料の整理・解析を行う。
現地調査を行う場合は、法令等により定と	められた手法又はこれに準ずる手法による。
調査は、文献その他の資料の整理・解析 現地調査を行う場合は、気象観測統計指 る手法による。 地形及び工作物の状況 な 手 法 2 2 2 3 3 3 4 3 5 4 3 5 4 3 5 4 3 4 3 5 4 3 5 4 3 5 4 3 4 3	行又は現地調査の手法による。 旨針(最新版)に定める手法又はこれに準ず
本的地形及び工作物の状況	
な 手 土地利用の状況 調査は、文献その他の資料の整理・解析	f又は現地調査の手法による。
注 発生源の状況	
法令等による規制又は目標 標 悪臭に係る法令等による規制又は目標等	等を整理する手法による。
予測項目は、次に掲げるもののうちから	ら必要なものを選択する。
予測項目 ア 特定悪臭物質の濃度	
イ 臭気指数(又は臭気排出強度)	
予制地域	
	生を踏まえ、悪臭に係る環境影響を受けるお
の	
	也域における悪臭に係る環境影響を的確に把
握できる地点とする。	デッパー401/ の心大(-M.の外がが)音でH.JH田(-]L
工事中にあっては工事による環境影響が	『最大となると認められる時期とし、供用時
予測対象時期等にあっては事業活動が定常状態となる時にあっては事業活動が定常状態となる時	

項目	具体的な内容及び留意事項等
予測の基本的な手法	予測は、対象事業の種類及び規模、地形及び工作物の状況等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。 ア 理論計算式による手法 イ 模型実験による手法 ウ 類似事例の参照又は解析による手法
	エーその他適切な手法

第5 水質

		項	目	具体的な内容及び留意事項等
				調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。
		水質の状況		水質の汚濁に関して法令等により基準等が設定されている項目(以下「水質汚濁物質等」という。)のうち、予測及び評価を行うために必要なものを選定し、水質汚濁物質等の水環境中における濃度、状態等の状況を調査する。
		水域の状況		次に掲げる事項のうちから、予測及び評価を行うために必要なものを選定し、調査 する。
			河川,水路等の状 況	ア 流域,流量,流速,水位,流下能力,流出入水量,流達時間等の流況及び自浄能力の状況,雨水流出等の状況 イ 河川,水路等の形態
			湖沼等の状況	ア 流域,水位,貯水量,流出入水量,滞留時間,雨水流出,湖沼水の成層・循環, 拡散等の状況 イ 湖沼等の形態
	調査すべき情報		海域の状況	ア 潮位,潮流・恒流,流入河川水量,滞留時間,海水の成層・循環,拡散状況等 の海況 イ 海域の形態
	き情	降水量	 量等の状況	降水量及び降雨強度等の状況を調査する。
	報	水利	用の状況	水道用水,工業用水,農業用水,水産用水等の水利用の状況を調査する。なお,将 来の利水計画についても調査する。
調査の		地形、地質及び工作物の状況		次に掲げる事項のうちから、予測及び評価を行うために必要なものを選定し、調査する。 ア 地形の傾斜、斜面性状、地形区分の分布等の状況 イ 表層地質、地表の被覆の状況 ウ 流出係数等の雨水流出に係る定数等の状況
手法		土地利用の状況		対象事業実施区域及びその周囲における学校、病院、住宅等の分布状況及びその他 の土地利用の状況を調査する。 なお、将来の土地利用の計画についても調査する。
		発生》	 東の状況	工場又は事業場等主要な発生源の分布状況を調査する。
		法令管標	等による規制又は目	水質に係る法令等による規制又は目標等を調査する。
	調査地域及び調査地点			ア 調査地域 水質汚濁物質等の拡散等の特性を踏まえ、水質汚濁物質等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。 イ 調査地点 水質汚濁物質等の拡散等の特性を踏まえ、調査地域における水質汚濁物質等に 係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
	調査期間等			水質汚濁物質等の拡散等の特性を踏まえ、調査地域における水質汚濁物質等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とする。
	調査の基本的な手法	水質の状況	公共用水域の水質	ア 採水手法 採水手法は、水質調査方法(昭和46年環水管30号)に定める手法又はこれに 準ずる手法による。 イ 分析手法 分析手法は、法令等により定められた手法又はこれに準ずる手法による。
	法	汚し調査は、次に掲		引げる文献その他の資料の整理・解析等の手法による。

		項	E		具体的な内容及び留意事項等
			濁負	原単位の 把握	文献その他の資料の整理・解析等の手法により、排水中の濃度(原単位)を求める。
			荷量	排水量の 把握	文献その他の資料の整理・解析等の手法により、1日当たりの平均的な排水量や変 動量を求める。
				汚濁負荷量の 算出	「ア 採水手法」及び「イ 分析手法」により把握した原単位及び排水量に基づき、 原単位に排水量を乗ずることにより、算出する。
		水域の	の状況	-	調査手法は、水質調査方法 (昭和 46 年環水管 30 号) ,河川砂防技術基準調査編 (平成 26 年国土交通省) に定める手法又はこれらに準ずる手法による。
		降水量	量等0	D 状況	調査は、文献その他の資料の整理・解析又は現地調査の手法による。
		水利	目の北	 大況	調査は、文献その他の資料の整理・解析又は現地調査の手法による。
		地形, 状況	地質	質及び工作物の	調査は、文献その他の資料の整理・解析又は現地調査の手法による。 現地調査を行う場合は、地盤調査の方法と解説 ((社)地盤工学会), 土質試験の 方法と解説 ((社)地盤工学会)に定める手法又はこれらに準ずる手法による。
		土地和発生》		D 状況	調査は、文献その他の資料の整理・解析又は現地調査の手法による。
		法令管標	等に。	よる規制又は目	水質に係る法令等による規制又は目標及び規制の内容等を整理する手法による。
	予測項	頁目			予測項目は、調査項目に掲げる物質等のうち、対象事業の実施により水質等の状況 に変化を与える物質の濃度又はその程度とする。
		水質			水環境に係る予測・評価物質等に掲げる物質等のうちから選定した物質等の濃度, 状態等とする。
		水量			ア 河川及び湖沼の流域等の変化の程度 イ 河川の流量及び流速の変化の程度 ウ 湖沼等の水位の変化の程度 エ 湖沼等の流向及び流速の変化の程度 オ 海域の潮位及び潮流の変化の程度
予測の	予測は	也域及び	ド予測	则地点	ア 予測地域 調査地域のうち水質汚濁物質等の拡散等の特性を踏まえ、水質汚濁物質等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。 イ 予測地点 水質汚濁物質等の拡散等の特性を踏まえ、予測地域における水質汚濁物質等に 係る環境影響を的確に把握できる地点とする。
手法	予測	対象時期	期等		ア 造成等の施工による水の濁り等に係る環境影響が最大となる時期とする。 イ 事業活動が定常状態となる時期とする。
	予測の	の基本的	りな引	法	予測は、対象事業の種類及び規模、水域の特性等を考慮して、次に掲げる予測手法 のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。
		水質			ア 数理モデルを用いた予測式による手法 イ 模型実験による手法 ウ 類似事例の参照による手法 エ その他適切な手法
		水量			ア 工事施行計画を基に、水量に影響を及ぼす程度を把握して予測する手法 イ 数理モデルを用いた予測式による手法 ウ 模型実験による手法 エ 類似事例の参照による手法 オ その他適切な手法

第6 底質

		項目	具体的な内容及び留意事項等
			調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。
	調査すべき情報	底質の状況	底質の汚染に関して法令等により基準等が設定されている項目及び底質調査方法 (平成24年環境省)等の図書に記載のある項目(以下「底質汚染物質等」という。) のうち,予測及び評価を行うために必要なものを選定し,底質汚染物質等の濃度, 状態等の状況を調査する。
		水域の状況	次に掲げる事項のうちから、予測及び評価を行うために必要なものを選定し、調査する。 ア 河川、水路等の状況 イ 湖沼等の状況 ウ 海域の状況
	情報	降水量等の状況	降水量及び降雨強度等の状況を調査する。
	TK	水利用の状況	水道用水,工業用水,農業用水,水産用水等の水利用の状況を調査する。なお,将 来の利水計画についても調査する。
		土地利用の状況	対象事業実施区域及びその周囲における学校、病院、住宅等の分布状況及びその他の土地利用の状況を調査する。なお、将来の土地利用の計画についても調査する。
		発生源の状況	工場又は事業場等主要な発生源の分布状況を調査する。
		法令等による規制又は目標	底質に係る法令等による規制又は目標等を調査する。
査の手法	調査均	地域及び調査地点	底質の特性を踏まえ、底質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる 地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の底質の予測及び評価に必要な 情報を把握できる地域とする。 イ 調査地点 底質の特性を踏まえ、調査地域における底質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
	調査	期間等	底質の特性を踏まえ、調査地域における底質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とする。
	調査の基本的な手法	底質の状況	調査は、文献その他の資料の整理・解析又は現地調査の手法による。 現地調査を行う場合は次に掲げる手法による。 ア 採泥手法 採泥手法は、底質調査方法(平成24年環境省)及びダイオキシン類に係る底 質調査測定マニュアル(平成21年環境省)に定める手法又はこれらに準ずる手 法による。 イ 分析手法 分析手法は、法令等により定められた手法又はこれに準ずる手法による。
	な 手	水域の状況	
	法	降水量等の状況 水利用の状況 発生源の状況	調査は、文献その他の資料の整理・解析又は現地調査の手法による。
		法令等による規制又は目標	底質に係る法令等による規制又は目標等を整理する手法による。
予測	予測項目		予測項目は、底質に係る底質汚染物質等のうち、対象事業の実施により底質の状況 に変化を与える物質の濃度等の状況とする。

	項目	具体的な内容及び留意事項等
の手法	予測地域及び予測地点	ア 予測地域 調査地域のうち、底質の特性を踏まえ、底質に係る環境影響を受けるおそれが あると認められる地域とする。 イ 予測地点 底質の特性を踏まえ、予測地域における底質に係る環境影響を的確に把握でき る地点とする。
	予測対象時期等	底質の特性を踏まえ,底質に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。
	予測の基本的な手法	予測は、対象事業の種類及び規模、水域の特性等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。 ア 数理モデルを用いた予測式による手法 イ 模型実験による手法 ウ 類似事例の参照による手法 エ その他適切な手法

第7 地下水

		項目	具体的な内容及び留意事項等
			調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。
		地下水の状況	地下水の存在,規模,水位,流動等の状況並びに水道用水,工業用水,水産用水, 井戸等の水利用の状況及び地下水の水質の状況を調査する。 なお,将来の利水計画についても調査する。
		湧水の状況	湧水の位置,湧出水量及び水道用水等の水利用の状況を調査する。 なお,将来の利水計画についても調査する。
	調査すべき情報	降水量等の状況	降水量及び降雨強度等の状況を調査する。
		地形及び地質, 土質等 の状況	次に掲げる事項のうちから、予測及び評価を行うために必要なものを選定し、調査する。 ア 地表傾斜、斜面形状等の状況 イ 地表面の被覆、表層地質、地層構造等の状況 ウ 土壌断面、保水力、体積含水率等の状況 エ 土層の浸透能、蒸発散等の状況
am.		土地利用の状況	対象事業実施区域及びその周囲における雨水等の地下浸透に影響する土地利用の 状況を調査する。
調査		法令等による規制又は目 標	地下水に係る法令等による規制又は目標等を調査する。
の手法	調査	地域及び調査地点	ア 調査地域 地質の特性を踏まえ、地下水の水位等に係る環境影響を受けるおそれがあると 認められる地域とする。 イ 調査地点 地質の特性を踏まえ、調査地域における地下水の水位等に係る環境影響を予測 し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
	調査	期間等	地質の特性を踏まえ、調査地域における地下水の水位等に係る環境影響を予測し、 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とす る。
		地下水の状況	
	調	湧水の状況	翌本は、赤地グの佐の次州の静畑(毎世フル田 塩型・
	調査の	降水量等の状況	調査は、文献その他の資料の整理・解析又は現地調査の手法による。 なお、地下水の水質の測定手法は、法令等により定められた手法又はこれに準ずる
	基本的な手法	地形及び地質, 土質等 の状況	す法による。
	が手	土地利用の状況	
	法	法令等による規制又は目標	地下水に係る法令等による規制又は目標等を整理する手法による。
	予測:	項目	予測項目は、次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。
		水質	水環境に係る予測・評価物質等に掲げる物質等のうちから選定した物質等の濃度, 状態等とする。
予測の	水位・流量等		ア 地下水の水位,流況(流向・流速等)又は湧水量の変化の程度 イ 地下水涵養能の変化の程度 ウ 地下水の流動阻害の変化の程度
の手法	予測:	地域及び予測地点	ア 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえ、地下水の水位等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。 イ 予測地点 地質の特性を踏まえ、予測地域における地下水の水位等に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。

項目	具体的な内容及び留意事項等
予測対象時期等	地質の特性を踏まえ, 地下水の水位等に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。
予測の基本的な手法	予測は、対象事業の種類及び規模、水域の特性等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。 ア 事業計画を基に、地下水及び湧水の変化の程度を把握して予測する手法 イ 数理モデルを用いた予測式による手法 ウ 模型実験による手法 エ 類似事例の参照による手法 オ その他適切な手法

第8 地形及び地質

		項目	具体的な内容及び留意事項等
			調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。
		地形・地質の状況	地形・地質の特徴及び区分並びに土層の工学的特性を調査する。なお、重要な地形・
			地質が存在する場合は、その分布及び重要な地形・地質とする理由についても調査
	調査すべき情報		する。
			地盤、斜面、水系及び土砂の変動、雨水の流出(雨水浸透能、地表の不浸透域の状
		地盤等の状況	況等を含む), 漂砂・堆砂の状況, 圧密沈下等の工学的特性を調査する。
		地下水の状況	地下水の存在、規模及び流動の状況、水位の変化並びに揚水の状況を調査する。
	き 情	植生の状況	植物群落など植生の状況を調査する。
	報	気象の状況	確率降雨量,降雨強度,連続降雨強度等を調査する。
			対象事業実施区域及びその周囲における学校、病院、住宅等の分布状況及びその他
		土地利用の状況	の土地利用の状況を調査する。なお,将来の土地利用の計画についても調査する。
		法令等による規制又は目	重要な地形・地質及び斜面等の安定性等に係る法令等による規制又は目標等を調査
		標	する。
調		l	ア調査地域
杳			対象事業実施区域及びその周囲とする。
の	I	rat I berg a sorten Latat I b	イの調査地点
手	調査	地域及び調査地点	地形及び地質の特性を踏まえ、調査地域における重要な地形及び地質に係る環
法			境影響を予測し,及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる
			地点とする。
			地形及び地質の特性を踏まえ、調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影
	調査	期間等	響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及
			び時期とする。
		地形・地質の状況	調査は、文献その他の資料の整理・解析又は現地調査の手法による。
		地盤等の状況	現地調査の手法は、航空写真、測量、ボーリング調査、物理探査等の手法による。
	調査	地下水の状況	調査は、文献その他の資料の整理・解析又は現地調査の手法による。
	の基本的な手法	10 /Nº /4/(/)L	現地調査の手法は、観測井又は既存の井戸を用いる手法による。
	末的	植生の状況	
	など	気象の状況	調査は、文献その他の資料の整理・解析又は現地調査の手法による。
	于 法	土地利用の状況	
		法令等による規制又は目	重要な地形・地質及び斜面等の安定性等に係る法令等による規制又は目標等を整理
		標	する手法による。
			予測項目は、次に掲げるものから必要なものを選択する。
	予測	項目	ア 重要な地形・地質の消失の有無及び改変の程度
			イ 斜面等の安定性の変化の程度
	予測	妆	調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影
予	1 1/21		響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
測	予測	対象時期等	地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握で
の	1 1841	7130150141	きる時期とする。
手			予測は、対象事業の種類及び規模、地形・地質の状況等を考慮して、次に掲げる予
法			測手法のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。
	子油	の基本的な手法	ア 事業計画を基に、地形・地質の改変の程度を把握して予測する手法
	ינאו נ	· √ Œ™ T.# 1. 19 1. 179	イ 数値解析による手法
			ウ 類似事例の参照による手法
			エーその他適切な手法

第9 地盤

		項目	具体的な内容及び留意事項等
			調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。
	調	地盤の状況	次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選定し、調査する。 ア 低地、台地等の地形の状況 イ 地質、地質構造等の状況 ウ 軟弱地盤の分布等の状況 エ 地表面の被覆及び雨水浸透能の状況 オ 地盤の透水性、圧密状況等の工学的特性
	調査すべき情報	地盤の変形又は地盤沈下の状況	次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選定し、調査する。 ア 年間地盤沈下量及び累積地盤沈下量 イ 地盤の変形又は地盤沈下の範囲、程度及び建築物等への影響
		地下水の状況	地下水の存在, 規模及び流動の状況, 水位の変化並びに揚水の状況について調査する。
調		土地利用の状況	対象事業実施区域及びその周囲における学校、病院、住宅等の分布状況及びその他の土地利用の状況を調査する。なお、将来の土地利用の計画についても調査する。
画査の		法令等による規制又は目標	地盤に係る法令等による規制又は目標等を調査する。
手法	調査	地域及び調査地点	ア 調査地域 対象事業実施区域及びその周囲とする。 イ 調査地点 地質の特性を踏まえ、調査地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に 係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握 できる地点とする。
	調査	期間等	地質の特性を踏まえ、調査地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る 環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる 期間又は時期とする。
		地盤の状況	調査は、文献その他の資料の整理・解析又は現地調査の手法による。 現地調査の手法は、航空写真、測量、ボーリング調査、物理探査等の手法による。
	調査の其	地盤の変形又は地盤沈下の状況	調査は,文献その他の資料の整理・解析又は現地調査の手法による。 現地調査の手法は,水準測量又は沈下計を用いる手法による。
	の基本的な手法	地下水の状況	調査は、文献その他の資料の整理・解析又は現地調査の手法による。 現地調査の手法は、観測井又は既存の井戸を用いる手法による。
	去 法	土地利用の状況	調査は、文献その他の資料の整理・解析又は現地調査の手法による。
		法令等による規制又は目標	地盤に係る法令等による規制又は目標等を整理する手法による。
予	予測		予測項目は、次に掲げるものから必要なものを選択する。 ア 地盤の変形の範囲及び変形の程度 イ 地盤沈下の範囲及び程度 ウ 地下水の水位及び流況の変化の程度
測の手法	予測:	地域及び予測地点	ア 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえ、地盤沈下等の環境影響を受けるおそれ があると認められる地域とする。 イ 予測地点 地質の特性を踏まえ、予測地域における地盤沈下に係る環境影響を的確に把握 できる地点とする。

項目	具体的な内容及び留意事項等
予測対象時期等	地質の特性を踏まえ、土地の改変に係る地盤沈下等の環境影響を的確に把握できる 時期とする。
予測の基本的な手法	予測は、対象事業の種類及び規模、地下水の状況等を考慮して、次に掲げる予測手 法のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。
地盤の変形の範囲及び変形の程度	ア 事業計画を基に、地盤の変形の程度を把握して予測する手法 イ 数値解析による手法 ウ 類似事例の参照による手法 エ その他適切な手法
地盤沈下の範囲及び程度	ア 圧密沈下理論式等に基づく解析による手法 イ 類似事例の参照による手法 ウ その他適切な手法
地下水の水位及び流況の変化の程度	ア 事業計画を基に、地下水の変化の程度を把握して予測する手法 イ 浸透流解析による手法 ウ 模型実験による手法 エ その他適切な手法

第10 土壌

		項目	具体的な内容及び留意事項等
			調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。
		土地利用の履歴の状況	対象事業実施区域について,過去における工場・事業場等の存在,用途に関する情報,埋立・盛土用材の出自等の土地利用の履歴の状況を調査する。
		土壌汚染の状況	対象事業実施区域について、土壌汚染に関して法令等により基準等が設定されている物質(以下「土壌汚染物質」という。)による土壌汚染のおそれがあると認められるときは、土壌汚染の状況を調査する。
	調査すべき情報	地形, 地質及び工作物の 状況	土壌汚染の解析に必要な地形、地質及び工作物等の状況を調査する。
	べき	気象の状況	土壌汚染物質の浸透,拡散等に影響を及ぼす降水量,風向・風速の状況を調査する。
	情 報	土地利用の状況	対象事業実施区域及びその周囲における学校、病院、住宅等の分布状況及びその他 の土地利用の状況を調査する。なお、将来の土地利用の計画についても調査する。
		発生源の状況	土壌汚染物質について、製造、保管、処理又は使用を行う可能性のある事業場の分 布状況を調査する。
		利水の状況	地表水、湧水及び地下水の利用の状況を調査する。
調査		法令等による規制又は目 標	土壌汚染に係る法令等による規制又は目標等を調査する。
の手法	調査	地域及び調査地点	ア 調査地域 対象事業実施区域及びその周囲とする。 イ 調査地点 地域特性を踏まえて、調査地域における土壌に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
	調査	期間等	地域特性を踏まえ、土壌汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期とする。
		土地利用の履歴等の状況	調査は、文献その他の資料の整理・解析又は現地調査の手法による。
		土壌汚染の状況	調査は、法令等に定められた手法又はこれに準ずる手法による。
	調査	地形, 地質及び工作物 の状況	調査は、文献その他の資料の整理・解析又は現地調査の手法による。
	の世	型 の 基 気象の状況	調査は、文献その他の資料の整理・解析又は現地調査の手法による。
	の基本的	XISKUDINIDL	現地調査を行う場合は、法令等に定められた手法又はこれに準ずる手法による。
		土地利用の状況	
	な手法	発生源の状況	調査は、文献その他の資料の整理・解析又は現地調査の手法による。
		利水の状況	
		法令等による規制又は目標	土壌汚染に係る法令等による規制又は目標等を整理する手法による。
	予測	項目	予測項目は、土壌汚染に係る物質のうち、対象事業の実施により土壌の状況に変化 を与える物質の濃度、汚染された土壌の量等とする。
予測の手法	予測:	地域及び予測地点	ア 予測地域 調査地域のうち、地域特性を踏まえ、土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれ があると認められる地域とする。 イ 予測地点 地域特性を踏まえ、予測地域における土壌汚染に係る環境影響を的確に把握で きる地点とする。
	予測	対象時期等	地域特性を踏まえ、土壌汚染に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。

項目	具体的な内容及び留意事項等
	予測は、対象事業の種類及び規模、土壌の状況等を考慮して、次に掲げる予測手法
	のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。
予測の基本的な手法	ア 事業計画を基に、土壌の改変の程度を把握して予測する手法
	イ 類似事例の参照による手法
	ウ その他適切な手法

第11 日照

		項目	具体的な内容及び留意事項等
			調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。 対象事業の実施により日影が生じると予想される地域の主要な地点における日影の
		日照の状況	時刻、時間数等について調査する。なお、対象事業実施区域に対象事業の実施前に 設置された建築物等が存在する場合は、既存建築物等による日影の範囲、時間数等 を調査する。
	調査すべき情報	日影が生じることによる 影響に特に配慮すべき施 設等の状況	学校、病院、住宅、文化財保護法等で指定された文化財及びこれらに類する施設等 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設の状況について調査する。
	き情報	既存建築物等の状況	対象事業実施区域周囲の既存建築物等のうち、高層建築物等の日影を生じるおそれ のある既存建築物等の位置、階数等を調査する。
		地形の状況	土地の高低、土地の傾斜等地形の状況を調査する。
		土地利用の状況	対象事業実施区域及びその周囲における住宅地、商業地、緑地その他の土地利用の 状況を調査する。なお、将来の土地利用の計画についても調査する。
調		法令等による規制又は目 標	日照阻害に係る法令等による規制又は目標等を調査する。
査の手法	調査地域及び調査地点		ア 調査地域 土地利用及び地形の特性を踏まえ、日照に係る環境影響を受けるおそれがある と認められる地域とする。 イ 調査地点 土地利用及び地形の特性を踏まえ、調査地域における日照に係る環境影響を予 測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
	調査期間等		土地利用及び地形の特性を踏まえ、調査地域における日照に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とする。
		日照の状況	調査は、現地調査の手法による。
	調査の基本的な手法	日影が生じることによる 影響に特に配慮すべき施 設等の状況 既存建築物等の状況 地形の状況 土地利用の状況	調査は、文献その他の資料の整理・解析又は現地調査の手法による。
	1	法令等による規制又は目標	日照阻害に係る法令等による規制又は目標等を整理する手法による。
予測	予測項目		予測項目は、次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。 ア 冬至日(必要がある場合は、冬至日以外の日も含む。)における日影の範囲、 日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度とする。 イ 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時 刻、時間数等の日影の状況の変化の程度とする。
測の手法	予測地域及び予測地点		ア 予測地域 調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえ、日照に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。 イ 予測地点 土地利用及び地形の特性を踏まえ、予測地域における日照に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。
	予測対象時期等		工事が完了する時期とする。

項目	具体的な内容及び留意事項等
	予測は、対象事業の種類及び規模、工作物等の状況等を考慮して、次に掲げる予測
	手法のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。
予測の基本的な手法	ア 天空図又は天空写真の作成による手法
	イ 時刻別日影図, 等時間日影図等の作成による手法
	ウ その他適切な手法

第12 光害

		項目	具体的な内容及び留意事項等
			調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。
	調査すべき情報	照明環境等の状況	対象事業実施区域及びその周囲における照明環境,人の生活に影響を及ぼす光の存在の状況を調査する。
		光害が生じることによる 影響に特に配慮すべき施 設等の状況	対象事業実施区域及びその周囲における学校、病院、住宅等の光害が生じることによる影響に特に配慮すべき施設の状況について調査する。
	報	地形の状況	土地の高低、土地の傾斜等地形の状況を調査する。
		土地利用の状況	対象事業実施区域及びその周囲における住宅地、商業地、緑地その他の土地利用の 状況を調査する。なお、将来の土地利用の計画についても調査する。
調査の手法	調査地域及び調査地点		ア 調査地域 土地利用及び地形の特性を踏まえ、光害の環境影響を受けるおそれがあると認 められる地域とする。 イ 調査地点 土地利用及び地形の特性を踏まえ、調査地域における光害の環境影響を予測し、 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
	調査期間等		土地利用及び地形の特性を踏まえ、調査地域における光害に係る環境影響を予測し、 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とす る。
	-tm	照明環境等の状況	調査は、現地調査の手法による。
	調査の基本的な手法	光害が生じることによる 影響に特に配慮すべき施 設等の状況 地形の状況	調査は、文献その他の資料の整理・解析又は現地調査の手法による。
	14	土地利用の状況	
	予測項目		予測項目は、夜間の漏れ光、障害光、その他照明及び反射光に関する周囲の環境への影響の程度とする。
予測の	予測地域及び予測地点		ア 予測地域 調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえ、光害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。 イ 予測地点 土地利用及び地形の特性を踏まえ、予測地域における光害に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。
手法	予測対象時期等		対象事業による影響を的確に把握できる時期とし、原則として、供用後の事業活動が定常状態となる時期とする。
	予測の基本的な手法		予測は、対象事業の種類及び規模、工作物等の状況等を考慮して、次に掲げる予測 手法のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。 ア 模型実験による手法 イ 類似事例の参照による手法 ウ その他適切な手法

第13 電波障害

		項目	具体的な内容及び留意事項等
		_	調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。
	調査すべき情報	テレビ電波の受信状況	次に掲げる事項のうちから、予測及び評価を行うために必要なものを選定し、調査する。 ア テレビの受信画質の状況 イ テレビ電波の強度の状況 ウ 共同アンテナの設置状況等テレビ電波の受信形態 エ 隣接市城テレビ放送の視聴実態
	情報	テレビ電波の送信状況	市内が放送区域となる放送局及び必要があれば隣接市等に送信所がある放送局について、チャンネル、送信場所、送信アンテナの高さ、送信出力及び対象事業実施区域と送信アンテナとの距離等の送信状況について調査する。
		工作物等の状況	高層建築物及び住宅等の分布状況等について調査する。
調		地形の状況	土地の起伏、台地、崖地等地形の状況について調査する。
査の手法	調査地域及び調査地点		ア 調査地域 電波の伝搬の特性を踏まえ、電波受信に係る環境影響を受けるおそれがあると 認められる地域とする。 イ 調査地点 電波の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における電波受信に係る環境影響を予測 し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
	調査期間等		電波の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における電波受信に係る環境影響を予測し、 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間 帯とする。
	調査の基本	テレビ電波の受信状況	ア 受信画質及び電波の強度の調査は、原則として現地調査とし、法令等により定められた手法又はこれに準ずる手法による。 イ 受信形態の調査は、聞き取り調査等による。
	の基本的な手法	テレビ電波の送信状況 工作物等の状況 地形の状況	調査は、文献その他の資料の整理・解析又は現地調査の手法による。
予	予測2	頁目	予測項目は、次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。 ア 遮蔽障害 イ 反射障害 ウ フラッター障害 エ パルスノイズ障害
測の手	予測	対象時期等	対象事業の工事中においてテレビ電波への影響を的確に把握できる時期及び対象事 業に係る工作物の建設完了後の適切な時点とする。
手法	予測の	の基本的な手法	予測は、対象事業の種類及び規模、地域のテレビ電波の受信状況等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。 ア 工作物によるテレビ電波の受信障害の予測計算式による手法 イ 類似事例の参照による手法 ウ その他適切な手法

第14 動物

	項目		具体的な内容及び留意事項等
			調査を行う項目は,次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。
	調査すべき情報	動物相	次に掲げる分類群のうちから、予測及び評価を行うために必要なものを選定し、調査する。 ア 哺乳類 イ 鳥類 ウ 爬虫類 エ 両生類 オ 昆虫類 カ 魚類 キ 底生動物 ク その他の無脊椎動物
		重要な動物種、個体群及	重要な動物の生息箇所、個体数、密度、分布、繁殖行動、食性、他種との関係等を
		びその生息地	調査する。
		生息環境との関わり	気象、水象、地象、植生等の動物の生息基盤と動物との関わりを調査する。
調		法令等による規制又は目標	動物に係る法令等による規制又は目標等を調査する。
の手法	調査地域及び調査地点調査期間等		対象事業実施区域及びその周囲並びに水生の動物については対象事業実施区域の上下流の地域で対象事業の実施によってその生息環境に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。 イ 調査地点動物の生息の特性を踏まえ、調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とする。 動物の生息の特性を踏まえ、調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とする。この場合において、動物の活動期に留意するもの
			とする。
	⇒ng	動物相	調査は、文献その他の資料の整理・解析又は現地調査の手法による。
	調査の	重要な動物種、個体群及	調査は、「動物相」の調査結果の整理・解析の手法による。別途調査が必要な場合
	の基本的な手法	びその生息地 生息環境との関わり	は現地調査や聞き取り調査を行う。 調査は、文献その他の資料の整理・解析、関連する他の予測・評価項目の調査結果の整理又は現地調査の手法による。
	手法	法令等による規制又は目 標	動物に係る法令等による規制又は目標等を整理する手法による。
予測	予測項目		予測項目は、次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。 ア 動物相の変化の内容及びその程度 イ 注目すべき種及び個体群の変化の内容並びにその程度
の手法	予測地域		調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
	予測対象時期等		動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。

項目	具体的な内容及び留意事項等
	予測は、対象事業の種類及び規模、動物の生息状況等を考慮して、次に掲げる予測
	手法のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。
予測の基本的な手法	ア 事業計画を基に,動物の生息環境の変化の程度を把握して予測する手法
	イ 類似事例の参照による手法
	ウ その他適切な手法

第 15 植物

	項目		具体的な内容及び留意事項等
			調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。
	調査すべき情報	植物相	次に掲げる分類群のうちから、予測及び評価を行うために必要なものを選定し、調査する。 ア 種子植物及びシダ植物 イ ア以外の植物
		植生	次に掲げる事項のうちから、予測及び評価を行うために必要なものを選定し、調査する。 ア 現存植生 イ 群落構造
	報	重要な植物種及び植物群 落	重要な植物種及び植物群落の確認地点,生育状況等を調査する。
		生息環境との関わり	気象、水象、地象等の植物の生育基盤と植物との関わりを調査する。
		緑の量	緑被面積、緑被率及び緑の体積を調査する。
		法令等による規制又は目標	植物に係る法令等による規制又は目標等を調査する。
調査の手法	調査地域及び調査地点		ア 調査地域 対象事業実施区域及びその周囲並びに水生の植物については対象事業実施区域 の上下流の地域で対象事業の実施によってその生育環境に係る環境影響を受ける おそれがあると認められる地域とする。 イ 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、調査地域における重要な種及び重要な群 落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に 把握できる地点又は経路とする。
	調査期間等		植物の生育及び植生の特性を踏まえ、調査地域における重要な種及び重要な群落に 係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握で きる期間、時期及び時間帯とする。この場合において、植物の生育期等に留意する ものとする。
		植物相	調査は、文献その他の資料の整理・解析又は現地調査の手法による。
		植生	調査は、文献その他の資料の整理・解析又は現地調査の手法による。
	調査の芸	重要な植物種及び植物群 落	調査は、「植物相」及び「植生」の調査結果の整理・解析の手法による。別途調査が必要な場合は現地調査や聞き取り調査を行う。
	の基本的な手法	生息環境との関わり	調査は、文献その他の資料の整理・解析、関連する他の予測・評価項目の調査結果の整理又は現地調査の手法による。
	手法	緑の量	調査は、「植生」の調査結果の整理・解析の手法による。
	14	法令等による規制又は目標	植物に係る法令等による規制又は目標等を整理する手法による。
予測の手	予測項目		予測項目は、次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。 ア 植物相及び植生の変化の内容及びその程度 イ 重要な植物種及び植物群落の生育の変化の内容及びその程度 ウ 緑の量の変化の内容及びその程度
	予測地域		調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に 係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
法	予測対象時期等		植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を的 確に把握できる時期とする。

項目	具体的な内容及び留意事項等
	予測は、対象事業の種類及び規模、植物の生育状況等を考慮して、次に掲げる予測
	手法のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。
予測の基本的な手法	ア 事業計画を基に、植物の生育環境の変化の程度を把握して予測する手法
	イ 類似事例の参照による手法
	ウ その他適切な手法

第16 生態系

項目			具体的な内容及び留意事項等
			調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。
		環境類型の区分	水象、地象、動物及び植物の調査結果等に基づく環境類型の区分を調査する。
		地域を特徴づける生態系	「環境類型の区分」の結果等に基づき、類型内の生物と環境との関係、生物間の関
	調本	の機能及び構造	係,類型間の関係等の生態系の構造及び機能を調査する。
	調査すべき情報	注目される種及び群集	「環境類型の区分」及び「地域を特徴づける生態系の機能及び構造」の結果等に基づき、環境類型ごとに上位性、典型性及び特殊性の視点から、注目される種及び群集を選定し、これらの種の生態、他の生物種との相互関係及び生育・生息環境の状態を調査する。
		法令等による規制又は目標	生態系に係る法令等による規制又は目標等を調査する。
調査の手法	調査地域及び調査地点		ア 調査地域 対象事業実施区域及びその周囲並びに水生の動植物については対象事業実施区 域の上下流の地域で対象事業の実施によってその生息環境又は生育環境に係る環 境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。 イ 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、調査地域におけ る注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ 効果的に把握できる地点又は経路とする。
	調査	期間等	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とする。
	調査の基本的な手法	環境類型の区分	調査は,「第 14 動物」及び「第 15 植物」等の調査結果の整理・解析の手法による。
		地域を特徴づける生態系	調査は,「第14動物」及び「第15植物」等の調査結果及び文献その他の資料の整
		の機能及び構造	理・解析の手法による。
		注目される種及び群集	調査は、文献その他の資料の整理・解析又は現地調査の手法による。
		法令等による規制又は目標	生態系に係る法令等による規制又は目標等を整理する手法による。
			予測項目は、次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。
	予測	項目	ア 注目種の変化の内容及びその程度
			イ 地域を特徴づける生態系の変化の内容及びその程度
	予測	HA Falt	調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注
	1.(44)	吧	目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
予	予測	対象時期等	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境 影響を的確に把握できる時期とする。
測の手法	予測の基本的な手法		予測は、対象事業の種類及び規模、地域を特徴づける生態系の状況等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。 ア 事業計画を基に、地域を特徴づける生態系の変化の程度を把握して予測する手法 イ 類似事例の参照による手法 ウ その他適切な手法 なお、生態系の予測を行う際には、生物と環境との関わり、生物相互間の関わり及び生物の多様性の観点に留意して行うものとし、可能な場合には、数理モデル(HEP, 統計モデル等)を活用し、定量的な予測に努めるものとする。

第17 景観

		項目	具体的な内容及び留意事項等
			調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。
	調香	主要な眺望点の状況	近景域、中景域及び遠景域における主要な眺望点(不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。以下同じ。)の位置、種類及び利用状況等を調査する。
	調査すべき情報	景観資源の状況	対象事業実施区域及びその周囲における景観資源の状況及びこれらにより形成される地域景観の特性を調査する。
		主要な眺望景観の状況	主要な眺望景観(主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をい う。以下同じ)の状況を調査する。
		法令等による規制又は目 標	景観に係る法令等による規制又は目標等を調査する。
調査の手法	調査地域及び調査地点		ア 調査地域 主要な眺望点の状況,景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域とする。 イ 調査地点 景観の特性を踏まえ,調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し,及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
	調査期間等		景観の特性を踏まえ、調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とする。
	調査の基	主要な眺望点の状況	
		景観資源の状況	調査は、文献その他の資料の整理・解析、現地調査又は聞き取り調査の手法による。
	の基本的な手法	主要な眺望景観の状況	
	手法	法令等による規制又は目標	景観に係る法令等による規制又は目標等を整理する手法による。
	予測項目		予測項目は、次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。 ア 主要な眺望点の消失の有無又は改変の程度 イ 景観資源の消失の有無又は改変の程度 ウ 主要な眺望景観の変化の内容及びその程度
予	予測出	也域	調査地域のうち、景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
測の手	予測対象時期等		景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境 影響を的確に把握できる時期とする。
子法	予測(の基本的な手法	予測は、対象事業の種類及び規模、景観の状況等を考慮して、次に掲げる予測手法 のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。 ア 理論的解析による手法 イ 類似事例の参照による手法 ウ 完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現手法 エ その他適切な手法

第18 触れ合い活動の場

		項目	具体的な内容及び留意事項等
			調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。
	調査すべ		次に掲げる事項のうちから、予測及び評価を行うために必要なものを選定し、調査
	ま	生す。 こまなに、	する。
	べき	主要な触れ合い活動の場	ア 位置,種類,規模,特性等の状況
	き情報	の状況	イ 利用状況
			ウ 周囲の状況
			ア調査地域
			対象事業実施区域及びその周囲とする。
		at the management of the	イの調査地点
調	調査は	地域及び調査地点	触れ合い活動の場の特性を踏まえ、調査地域における主要な触れ合い活動の場
査			に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把
0)			握できる地点とする。
手			触れ合い活動の場の特性を踏まえ、調査地域における主要な触れ合い活動の場に係
法			る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握でき
	調査基	期間等	る期間、時期及び時間帯とする。この場合において、利用の季節変動等を考慮し、
			利用の多い時期を含むよう留意すること。
			TOWN SON WINDERSON MILES & TEST
	調査		
	の基本的な手法		
			調査は、文献その他の資料の整理・解析、現地調査又は聞き取り調査の手法による。
	124		
			予測項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。
	予測項	頁目	アー触れ合い活動の場の消失の有無又は改変の程度
			イ 触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度
			ウ 触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度
	予測地	 地域	調査地域のうち、触れ合い活動の場の特性を踏まえ、主要な触れ合い活動の場に係
予	1 1×3×6×3×		る環境影響を受けるおそれがある地域とする。
測	予測は	対象時期等	触れ合い活動の場の特性を踏まえ、主要な触れ合い活動の場に係る環境影響を的確
の	1 1/13/	.130 1791 1	に把握できる時期とする。
手			予測は、対象事業の種類及び規模、触れ合い活動の場の状況等を考慮して、次に掲
法			げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。
			ア 事業計画を基に、触れ合い活動の場の変化の程度を把握して予測する手法
	予測の基本的な手法		イ 大気環境, 水環境, 土壌環境, 動物, 植物, 生態系, 景観等に関する他の項目
			の予測結果を基に、触れ合い活動の場の変化の程度を把握して予測する手法
			ウ 類似事例の参照による手法
			エ その他適切な手法

第19 文化財

項目			具体的な内容及び留意事項等
			調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。
調査の手法	調査すべき情報	文化財の状況	次に掲げる事項のうちから、予測及び評価を行うために必要なものを選定し、調査 する。 ア 文化財保護法等に基づき指定され、登録され、又は選定された文化財の種類、
			プロストストストストストストストストストストストストストストストストストストスト
		埋蔵文化財包蔵地の状況	次に掲げる項目のうちから、予測及び評価を行うために必要なものを選定し、調査する。 ア 周知の埋蔵文化財包蔵地の位置、範囲、内容及び分布状況 イ 周知されていない埋蔵文化財包蔵地の有無
		法令等による規制又は目 標	文化財に係る法令等による規制又は目標等を調査する。
	調査地域及び調査地点		ア 調査地域 対象事業実施区域及びその周囲とする。 イ 調査地点 文化財の特性を踏まえ、調査地域における文化財に係る環境影響を予測し、及 び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
	調査期間等		文化財の特性を踏まえ、調査地域における文化財に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間又は時期とする。
	調査の基本的な手法	文化財の状況	
		埋蔵文化財包蔵地の状況	調査は、文献その他の資料の整理・解析又は現地調査の手法による。
		法令等による規制又は目 標	文化財に係る法令等による規制又は目標等を整理する手法による。
予測の手法	予測項目		対象事業の実施により文化財に及ぼす影響の内容及び程度とし、次に掲げる項目の うちから必要なものを選択する。 ア 対象事業実施区域内の文化財の改変の程度又は周囲の文化財の損傷等の程度 イ 文化財の周囲の環境の変化の程度 ウ 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度
	予測地域		調査地域のうち、文化財の特性を踏まえ、文化財に係る環境影響を受けるおそれが あると認められる地域とする。
	予測対象時期等		文化財の特性を踏まえ、文化財に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。
	予測の基本的な手法		予測は、対象事業の種類及び規模、文化財の状況等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。 ア 事業計画を基に、文化財の改変の程度を把握して予測する手法 イ 類似事例の参照による手法 ウ その他適切な手法

第20 廃棄物等

項目			具体的な内容及び留意事項等
調査の手法			調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。
	調査すべき情報	廃棄物等の状況	廃棄物等の種類と量を把握する。
		廃棄物等の処理の状況	対象事業実施区域及びその周囲における廃棄物等の分別,収集,処理及び処分の状況について,中間処理の状況,リサイクル等の状況,最終処分の状況を調査する。
		法令等による規制又は目 標	廃棄物等に係る法令等による規制又は目標等を調査する。
	調査の基本的な手法	廃棄物等の状況	調査は、文献その他の資料の整理・解析又は現地調査の手法による。
		廃棄物等の処理の状況	
		法令等による規制又は目標	廃棄物等に係る法令等による規制又は目標等を整理する手法による。
	予測項目		予測項目は、対象事業の実施に伴う廃棄物等の発生量又は排出量及び処理・処分方法(リサイクルを含む。),廃棄物等の種類とする。
			対象事業実施区域とする。
予測	予測対象時期等		工事中にあっては工事期間,供用時にあっては事業活動が定常状態となる時期とする。
の手法	予測の基本的な手法		予測は、対象事業の種類及び規模等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。 ア 排出原単位から推定する手法 イ 事業計画を基に、廃棄物等の発生の程度を把握して予測する手法 ウ 類似事例の参照による手法 エ その他適切な手法

第21 温室効果ガス

項目			具体的な内容及び留意事項等
			調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。
		原単位の把握	対象事業と同種又は類似の事業等を対象に、温室効果ガスの排出量又はエネルギー
			の使用量に係る原単位を調査する。
			温室効果ガスの排出を回避し、若しくは削減するための対策又はエネルギーの使用
調		対策の実施状況	量を削減するための対策について、対象事業と同種又は類似の事業等を対象に、対
			策の内容,効果等を調査する。
	調香	地域内のエネルギー資源	対象事業実施区域及びその周囲に存在する地域冷暖房事業等の位置,供給範囲,熱
	調査すべき情報	の状況	源、供給能力等を調査する。
			ア 事業の実施に伴い温室効果ガスを使用する既存の設備機器を廃棄し、又は移設
			する場合,機器の概要,使用されている温室効果ガスの種類及び量,廃棄する場
一		温室効果ガスを使用する	合の温室効果ガスの処理,処分の方法等を調査する。
一の		設備機器の状況	イ 温室効果ガスを使用する既存の設備機器を引き続いて対象事業実施区域内で使
手			用する場合は、ガス交換時等メンテナンスの際の漏れ対策及び代替品の使用の可
法			能性について調査する。
12		法令等による規制又は目	温室効果ガスに係る法令等による規制又は目標等を調査する。
		標	1皿主効木パハにいらばはは付けるのが明人はははは、中で明正する。
		原単位の把握	
	調査の基本的な手法	対策の実施状況	
		地域内のエネルギー資源	調査は、文献その他の資料の整理・解析の手法による。
		の状況	
		温室効果ガスを使用する	
		設備機器の状況	
		法令等による規制又は目	温室効果ガスに係る法令等による規制又は目標等を整理する手法による。
		標	
	予測項目		予測項目は、温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量及びそれらの削減の程度による
			度とする。 対象事業実施区域とする。
予	予測地域 予測対象時期等		大家事未来地区域とする。 工事中にあっては工事期間、供用時にあっては事業活動が定常状態となる時期とす
測の手法			上事中にかっては上事物间, 医用時にかっては事業値動が足市仏態となる時効とする。
			予測は、対象事業の種類、規模等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切
	予測の基本的な手法		なものを選定し、又は組み合わせて行う。
			ア 事業計画を基に、温室効果ガスの排出量又は使用量を算出して予測する手法
	1 19.	ン在プログル 1 1A	イ 類似事例の参照による手法
			ウ その他適切な手法
			ノー ログ回過がよずな

附則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附則(令和元年市告示第68号)

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附則(令和2年市告示第1025号)

この告示は、令和2年12月22日から施行する。